

苫小牧市地域防災計画

風水害等対策編

修正案

苫小牧市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節 市域の災害環境	3
第1 自然環境	3
第2 社会環境	3
第3 災害履歴	3
第4節 防災テーマ及びビジョン	7

第2章 災害予防計画

第1節 風水害の予防	8
第1 河川等の整備	8
第2 流出抑制対策の推進	9
第3 水防体制の強化	9
第4 農作物、家畜等の予防対策	9
第2節 土砂災害の予防	10
第3節 海上災害の予防	13
第4節 林野災害の予防	16
第5節 大規模事故の予防	18

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急体制	19
第1 災害対策本部	20

第2	非常警戒本部	26
第3	参集・配備	27
第4	事務分掌	29
第5	土砂災害対策の流れ	30
第2節	気象情報等の収集・伝達	31
第1	気象予報の種類	31
第2	警戒、巡視	33
第3	気象予報等の伝達系統及び方法	33
第3節	被害情報の収集・伝達・報告	34
第1	被害状況の通報・調査	35
第2	災害終了後の被害調査	35
第3	被害情報の取りまとめ	37
第4	防災関係機関への被害の伝達	37
第5	道（胆振総合振興局）への被害の報告	37
第4節	災害広報	38
第5節	応援派遣要請と受け入れ	39
第6節	消防活動	40
第7節	救出・捜索	41
第1	救出・捜索活動の実施	41
第2	行方不明者リストの作成	42
第3	医療機関への傷病者の搬送	42
第8節	応急医療	43
第9節	遺体の処理・埋葬	44
第10節	警戒区域の設定・避難活動・避難所運営	45
第11節	交通対策・緊急輸送	46
第12節	災害時の警備対策	47
第13節	生活救援対策	48

第 14 節	建物対策	51
第 15 節	廃棄物処理・防疫	52
第 16 節	災害ボランティアの活用	53
第 17 節	要配慮者への対応	54
第 18 節	公共機関・施設の応急対策	55
第 19 節	応急教育活動	56
第 20 節	農林漁業対策	57
第 21 節	災害救助法の適用	58
第 22 節	海上災害対策	59
第 1	災害対策本部の設置	59
第 2	災害情報の収集伝達	61
第 3	各災害の防止対策	62
第 23 節	林野火災対策	67
第 24 節	大規模事故対策	69
第 1	大規模事故の種類	69
第 2	大規模事故に対する市の対応	70

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	市民生活の安定のための緊急措置	71
第 2 節	災害復旧事業	72
第 3 節	災害復興事業	73

第1章 総則

第1節 計画の方針

第2節 防災関係機関等の処理すべき
事務又は業務の大綱

第3節 市域の災害環境

第4節 防災テーマ及びビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関係する環境、計画の前提条件、防災ビジョンなどについて明らかにするものである。

第1節 計画の方針

※計画の方針については、地震・津波災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

※防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱については、地震・津波災害対策編第1章第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照のこと。

第3節 市域の災害環境

第1 自然環境

※自然環境については、地震・津波災害対策編第1章第3節第1「自然環境」を参照のこと。

第2 社会環境

※社会環境については、地震・津波災害対策編第1章第3節第2「社会環境」を参照のこと。

第3 災害履歴

苫小牧市で発生した主な風水害

発生年月日	災害の種類	雨量(mm)	被害状況	農産被害(ha)	被害額(千円)	備考
明治33年(1900)	水害					浸水家屋、被害不明
明治42年(1909) 4月6日	暴風雨		家屋倒壊 9戸 屋根破損 45戸			
明治44年(1911) 7月26日	洪水		床上浸水 34戸 冠水田畑 200町歩 河川 各地 堤防 1箇所			厚真川、安平川で氾濫 振老村市街地 床下 20cm 全体的な降雨のため各地で河川氾濫
大正12年(1923) 12月21日	突風・高波		死者 12人			漁船3隻遭難
大正14年(1925) 5月24日~6月15日	干ばつ					畑地 15cm余乾燥
大正14年(1925) 12月8日	大風		全壊 14戸			
昭和5年(1930) 2月12日	暴風雪		線路			
昭和6年(1931) 6月6日~7月	長雨				1.79	※480円 蕪麦 239円小麦 216円
昭和8年(1933) 8月7日~8日	豪雨		冠水(水田)67町歩 (小豆)20町歩 (小麦)37町歩	124町歩	16.61	
昭和14年(1939) 7月10日~11日	豪雨					胆振地方の各河川氾濫
昭和19年(1944) 10月8日	暴風雨	14.5	屋根剥落 10棟			最大瞬間風速 19.0m/s 降水量 14.5mm
昭和25年(1950) 8月1日	豪雨	447.0	死者 17人 負傷者 57人 全壊 4戸 半壊 3戸 床上浸水 1,530戸 床下浸水 4,075戸 橋梁流出 45箇所		108,000	人的被害は列車脱線による 10分間記録 36mm 1時間記録 126mm 1日記録 448mm
昭和29年(1954) 5月	暴風雨					風倒木 150万石

発生年月日	災害の種類	雨量(mm)	被害状況	農産被害(ha)	被害額(千円)	備考
昭和29年(1954) 9月26日	台風15号	7.2	死者 12人 半壊家屋 200戸 電柱倒壊 1,200本		640,000	最大瞬間風速 37.8m/s 倒木 400万石、死者は青函連絡船の転覆による
昭和33年(1958) 1月15日	高波				1,787	海岸 767.6m侵食
昭和33年(1958) 7月2日	高波				9,045	海岸 350m侵食
昭和37年(1962) 8月3日~9日	台風 9・10号	270.0			95,000	最大風速 19.7 m/s 家屋浸水、堤防決壊、農作物被害
昭和38年(1963) 8月31日	洪水					別々川氾濫
昭和40年(1965) 9月7日	豪雨	93.0	床下浸水 60戸			
昭和40年(1965) 9月17日~18日	台風	107.8	床上浸水 41戸 床下浸水 1,455戸 河川決壊 3箇所	農地浸水 565町歩		最大瞬間風速 27.1 m/s
昭和41年(1966) 8月16日~20日	大雨	139.5	河川決壊 1箇所 道路欠損 7箇所			河口護岸1箇所決壊
昭和43年(1968) 2月19日~20日	大雪	44 cm				表町商店街オーニング倒壊、 交通混乱
昭和44年(1969) 10月1日	強風					最大瞬間風速 28.0m/s 漁船・沈没1 破損12
昭和45年(1970) 1月31日~2月1日	暴風雪 波浪	63.0	床上浸水 2棟 床下浸水 5棟			最大風速 10.3m/s 漁船・沈没1 破損5、防波 堤決壊 30m
昭和45年(1970) 3月16日~17日	大雨	55.5	床上浸水 2戸 床下浸水 1戸			最大風速 17.8m/s 道路不通箇所1
昭和50年(1975) 8月19日~24日	台風 5・6号					家屋浸水、道路冠水、街路樹 破損
昭和51年(1976) 10月1日	集中豪雨	44.0	床下浸水 11棟		6,900	河川護岸決壊、土砂流出
昭和54年(1979) 10月3日~4日	集中豪雨	106.0	床上浸水 71件 床下浸水 974件		184,983	農地冠水、道路・河川・上下 水道等被害
昭和56年(1981) 8月3日~6日	豪雨	355.5	床上浸水 24戸 床下浸水 272件		188,000	農地冠水、道路・河川・上下 水道等被害
昭和56年(1981) 8月21日~23日	台風15号	154.5	屋根破損等 299戸 床下浸水 34戸		251,255	最大瞬間風速 38.6m/s 農作物、上下水道等被害
昭和57年(1982) 10月19日~20日	大雨	79.0			53,653	最大瞬間風速 36.0m/s 床上浸水、家屋一部破損、港 湾・漁業施設被害
昭和59年(1984) 9月18日	豪雨	121.0	床上浸水 19戸 床下浸水 96戸			
昭和62年(1987) 8月26日~27日	豪雨	199.5	床上浸水 46戸 河川決壊 12本23箇 所 道路冠水及び土石 流出 11箇所		223,561	公園2箇所冠水、農作物、上 下水道被害
昭和63年(1988) 5月13日	突風				4,035	最大瞬間風速 34.5m/s 公共施設被害
昭和63年(1988) 11月24日	暴風雨		家屋破損 37棟		82,470	最大瞬間風速 28.2m/s 非住家、漁具等被害

発生年月日	災害の種類	雨量 (mm)	被害状況	農産被害 (ha)	被害額 (千円)	備考
平成6年(1994) 9月18日	台風24号				327,720	港湾施設、漁船・漁具の被害
平成7年(1995) 12月24日~25日	大雪	雪量 33cm	交通渋滞等大混乱			最大瞬間風速 28.8m/s
平成8年(1996) 8月22日~23日	大雨	129.5	床下浸水 1戸 道路冠水 13箇所 土砂流出 1箇所			
平成8年(1996) 9月4日~5日	大雨	59.0	床下浸水 1戸 道路冠水 3箇所 道路損壊 1箇所		33,900	
平成9年(1997) 9月19日~20日	高波		河川決壊 2箇所 海岸決壊 4箇所		440,886	高さ6.35m 土砂流出
平成10年(1998) 9月16日	台風5号		道路欠損 1箇所		17,781	最大瞬間風速 27.4m/s
平成13年(2001) 9月11日~12日	台風15号	182	道路冠水		17,655	
平成13年(2001) 10月1日~2日	大雨	122	道路冠水			
平成14年(2002) 7月11日	大雨	80				
平成14年(2002) 9月28日	大雨	123				
平成14年(2002) 10月1日~2日	暴風雨		沼ノ端・植苗の一部 872世帯で停電			最大瞬間風速 22.9m/s
平成15年(2003) 8月9日~10日	台風10号	116				胆振東部地方や日高西部地方に甚大な被害が発生。苫小牧にも大量の流木が漂着
平成16年(2004) 8月31日	台風16号					最大瞬間風速 23.0m/s
平成16年(2004) 9月7日~8日	台風18号			32.32	257,229	最大瞬間風速 32.7m/s 重傷者 1名 軽傷者 30名 6,859戸で停電 住宅一部破損 10件 大量の風倒木が発生しその被害面積は 1,965ha に及ぶ
平成16年(2004) 11月20日	暴風		軽傷2名			最大瞬間風速 30.8m/s
平成17年(2005) 9月6日~7日	台風14号	110	道路冠水		1,000	
平成17年(2005) 11月28日~29日	暴風		3,220世帯で停電			最大瞬間風速 33.6m/s
平成18年(2006) 8月18日~19日	大雨	47.5	道路冠水、半地下浸水			3時間雨量
平成18年(2006) 9月5日~6日	台風12号		高波により市道東部南通線が冠水。小泉の沢川護岸損壊		15,000	
平成18年(2006) 10月7日~8日	暴風					最大瞬間風速 26.7m/s 最大風速 12.9m/s

発生年月日	災害の種類	雨量 (mm)	被害状況	農産被害 (ha)	被害額 (千円)	備考
平成19年(2007) 1月7日	暴風		建物被害数件			最大瞬間風速 28.3m/s 最大風速 13.8m/s
平成19年(2007) 2月14日	暴風		建物被害数件 人的被害 1件			最大瞬間風速 26.1m/s 最大風速 14.1m/s
平成20年(2008) 2月23日~24日	大雪	雪量 37cm	市内各所で交通障害			最大瞬間風速 29.3m/s 最大風速 14.1m/s
平成20年(2008) 7月28日	大雨	33	市内各所で道路冠水			
平成20年(2008) 10月9日	大雨	20 (10分間)	道路冠水、半地下浸水 被害			
平成21年(2009) 2月20日~21日	暴風雪	雪量 27cm	交通障害			最大瞬間風速 20.4m/s 最大風速 11.6m/s
平成21年(2009) 10月8日~9日	台風18号		街路樹 5本 街路灯 1本 校地内木柵倒壊			最大瞬間風速 20.9m/s 最大風速 12.1m/s
平成21年(2009) 12月5日~6日	暴風		建物破損 20数件 停電 3,338戸			最大瞬間風速 30.5m/s 最大風速 20.4m/s
平成22年(2010) 8月11日~12日	台風4号	38.5 (1時間)	道路冠水			
平成22年(2010) 12月3日	暴風		街路樹 3本 横断歩道灯支柱倒壊			最大瞬間風速 25.8m/s 最大風速 17.2m/s
平成23年(2011) 3月11日	地震・津波	震度4 津波2.1m	軽症者 1人 港湾施設被害 漁具被害		15,686	大津波警報発表 市内一部に避難勧告発令
平成24年(2012) 9月25日	大雨	25 (1時間)	道路冠水、住宅浸水			
平成24年(2012) 12月4日	暴風		道路冠水 人的被害 1件			最大瞬間風速 26.1m/s 最大風速 17.8m/s
平成24年(2012) 12月6日~7日	暴風		市内数箇所停電 人的被害 3件			最大瞬間風速 31.3m/s 最大風速 19.9m/s
平成25年(2013) 8月27日	大雨	81 (1時間)	床上浸水 4件 床下浸水 5件 道路陥没 1件 歩道陥没 2件 法面崩壊 3件 舗装破損 1件 橋台洗掘 1件			
平成26年(2014) 9月11日~12日	大雨	110 (1時間)	土砂災害 15件 床上 浸水 1件 床下浸水 16件 道路・公園など の冠水 39件		213,229	大雨特別警報発表
平成26年(2014) 11月12日	大雨・暴風		住宅及び工場・倉庫等 の建物被害8件 電柱の破損 倒木 22本			最大瞬間風速 20.6m/s 最大風速 13.2m/s

第4節 防災テーマ及びビジョン

※防災テーマ及びビジョンについては、地震・津波災害対策編第1章第4節「防災テーマ及びビジョン」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

- 第1節 風水害の予防
- 第2節 土砂災害の予防
- 第3節 海上災害の予防
- 第4節 林野火災の予防
- 第5節 大規模事故の予防

災害予防計画は、災害の発生に備えて、市及び防災関係機関がらだんから実施する対策について定めたものである。

ただし、ここでは直接風水害等を予防する対策を記載し、災害に強い都市づくりといった全ての災害に共通する対策については、地震・津波災害対策編の災害予防計画を参照するものとした。

<地震・津波災害対策編の災害予防計画>

- 第1節 災害に強い都市づくり
- 第2節 危険の防止
- 第3節 組織・人づくり
- 第4節 情報通信の整備
- 第5節 避難環境づくり
- 第6節 消防力の整備
- 第7節 応急対策のための環境整備

第1節 風水害の予防

風水害を予防するためには、浸水危険箇所を調査し、河川改修などの事業を推進する必要がある。また、災害発生後の農作物、家畜等に対して、伝染病や病害虫等の発生を防止する対策を立てておく必要がある。この節は、風水害により予想される被害の軽減を目的とした計画である。

この節の対策	担 当
河川等の整備	都市建設部道路維持課・道路河川課
流出抑制対策の推進	都市建設部道路維持課・道路河川課
水防体制の強化	市民生活部危機管理室、都市建設部道路維持課・道路河川課 消防本部（署）、消防団
農作物、家畜等の予防対策	産業経済部農業水産課

第1 河川等の整備

浸水等の水害被害を防止するために、河川・水路等の改修・整備、公共下水道（雨水）及び都市下水路の各事業整備を推進し、総合的な治水対策を確立する。そのため、市内河川及び海岸等の危険箇所の調査把握に努める。

1 河川の整備

住宅等の開発によって低下した土地の保水・遊水機能を、河川改修として堤防や床固めを行い治水事業を推進する。

- (1) 二級河川については、管理者である道に対し、河川改修の促進を積極的にはたらきかける。
- (2) 準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。
- (3) 普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等との調整を図り、計画的に整備を推進する。

2 公共下水道（雨水）の整備

市街地の排水不良を改善するために、公共下水道の整備を図る。特に、過去の降雨で浸水したことのある地域を優先的に整備するよう検討する。

3 海岸の整備

海岸の侵食防止、高潮被害の防止対策等を国、道にはたらきかける。

第2 流出抑制対策の推進

近年、土地開発によって土地の保水・遊水機能が低下し、豪雨時に河川に表流水が集中することによる「都市型水害」が発生している。本市においても、樽前山麓や低地において住宅団地や工業団地の造成が行われ、都市型水害の発生が懸念される。そこで、表流水の河川への集中が発生しないよう、次の対策の実施を図る。

- (1) 大規模な都市開発時には、雨水を一時的に貯留し、河川への流出を低減する貯水池等を整備する。
- (2) 公共公益施設に貯留・浸透施設を整備する。

第3 水防体制の強化

水防体制を強化するために、都市建設部、消防本部（署）、消防団を中心に、次のような対策を実施する。

- (1) 水防資機材の充実
- (2) 河川情報の的確かつ迅速な伝達、手段の整備
- (3) 水防訓練を通じて、水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防作業の向上、水門等の操作の習熟を図る。

第4 農作物、家畜等の予防対策

農作物、家畜等の風水害に備えた予防については、次に掲げる事項について農業協同組合等に連携して対策を促進し、災害の発生に備える。

- (1) 災害発生後の病虫害の防除対策
- (2) 伝染病の対策

第2節 土砂災害の予防

市域には、土石流、がけ崩れ、地滑り等の法令指定地があり、土砂災害による被害を最小限にとどめる必要がある。この節は、土石流、がけ崩れの対策として、日常の点検、対策の整備等を定めた計画である。

この節の対策	担 当
土砂災害の予防	市民生活部危機管理室、都市建設部道路維持課、道路河川課

1 土砂災害の種類

土砂災害の現象としては、概ね次のようなものがあげられる。

(1) 土石流

現象及び特徴	前兆現象
谷や斜面の土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象。非常にスピードが速く、破壊力が大きい。	・川の水が濁る ・流木が混じりはじめる ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・山なりがする 等

(2) 崖崩れ

現象及び特徴	前兆現象
急斜面で表層の土砂や礫が突然崩れ落ちる現象。	・崖に亀裂ができる ・崖から水が湧き出る ・崖から小石が落ちてくる 等

(3) 地滑り

現象及び特徴	前兆現象
地下水などの影響により斜面の一部が動き出す現象。緩やかな斜面が広い範囲でゆっくり動くのが特徴。	・地鳴りがする ・山なりがする ・落石 や小さな崩落が起こる ・樹木が傾く 等

(4) 河道閉塞に伴う土砂災害

現象及び特徴
土石流や崖崩れ及び地滑りなどにより形成された「天然ダム」が形成後、数時間から数日のうちに決壊し、下流に大規模な土砂災害をもたらす。

2 土砂災害危険箇所

市域には、土砂災害のおそれがある箇所を、道の調査によって次のとおり指定されている。

種 類	箇所数	資 料
土石流危険渓流	58箇所	※資料編 土砂災害危険箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	26箇所	

3 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、北海道が土砂災害危険箇所のうち、特に土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や円滑な避難誘導等、警戒避難体制の整備を図る区域として指定している。

指定にあたっては、現在、北海道により基礎調査を実施している。

※北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

4 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域内の、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転勧告等の対策を行なう区域が法令により指定されている。

※北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

5 土砂災害緊急情報

河道閉塞及び地滑りが発生した場合、特に高度な技術を要する土砂災害については、土砂災害防止法に基づき国、北海道により、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を通知・周知し、土砂災害が想定される区域、時期等について示すこととしている。

市は、土砂災害緊急情報の発表・通知があった場合、重大な土砂災害が想定された区域に対して、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する。

なお、緊急調査を行うべき重大な土砂災害の切迫した危険な状況は以下のとおり。

(1) 河道閉塞による土砂災害

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

イ 河道閉塞による湛水

(2) 地滑り

6 土砂災害予防対策の促進

国や道と連携し、次にあげる土砂災害を防止する施設の計画的な整備を促進する。

また、がけ崩れの危険区域にある住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

施 策	対 策
急傾斜地崩壊の防止	<p>(1) 急傾斜地の土地所有者等に対して、危険箇所の周知徹底や急傾斜地危険区域の指定の必要性を啓発し、日頃からがけ地の現況を把握するよう呼びかける。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難な場合は、急傾斜地法により、急傾斜地崩壊防止工事を施行する。</p> <p>(3) 家屋が密集し危険度の高い箇所は、住民の協力を得たうえで危険区域を指定し、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう、道へ要請する。</p>

土砂災害の防止	<p>(1) 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、土砂災害のおそれのある箇所については、崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図る。</p> <p>(2) 被害が発生するおそれのある地域を調査・把握に努める。</p> <p>(3) パンフレットの配布や地元への説明などを通じて地域住民の周知に努める。</p>
---------	---

7 避難情報の発令

北海道の土砂災害警戒情報システム等で、市内に大雨警報（土砂災害）の基準を超えていると示される場所があった場合、その区域を対象に、大雨警報（土砂災害）の発表を目安に避難準備情報を、同様に、土砂災害警戒情報の発表を目安として、避難勧告を発令することとする。また、これらの避難情報を発表する際には、避難所の開設、対象地域の自治会への連絡、市民への広報活動を実施する。

なお、避難情報発令の具体的な判断基準やその伝達方法については「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」として別途定める。

8 避難所及び避難路

土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は警戒区域ごとに警戒エリア、避難所、避難経路等に関する事項等を避難計画として整備する。

避難所や避難経路については、土砂災害に対する安全性が確保された箇所とし、避難経路にあっては、土石流のおそれがある区間等を考慮して選定する。

避難計画は、印刷物として地域住民に配布し、訓練等の実施により適切な避難行動をとることができるよう、周知に努める。

9 土砂災害警戒区域内の防災上配慮すべき施設

大雨警報（土砂災害）が発表されるなど、災害発生のおそれがある場合、要配慮者利用施設等に対して、所管部署から各施設に対し警戒の注意喚起や避難勧告などの情報を伝達する。

なお、要配慮者利用施設としては次のような施設が想定される。

高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童養護施設、救護施設、学校教育施設、幼稚園、病院・診療所

土砂災害警戒区域内及び近隣に所在する防災上、配慮すべき施設

（平成 28 年 4 月現在）

施設名	所在
苫小牧緑ヶ丘病院	苫小牧市清水町 1 丁目 5 番 7 号
苫小牧市立啓北中学校やまなみ分校	苫小牧市有珠の沢町 3 丁目 9 番 7 号
苫小牧市立豊川小学校	苫小牧市豊川町 4 丁目 7 番 1 4 号

第3節 海上災害の予防

油の流出、船舶事故等の海上災害が発生した場合に備えて、資機材の備蓄などについて関係機関と協定を締結し、協力体制を確立しておくことが必要である。この節は、海上災害発生時における関係機関の予防計画について定めたものである。

この節の対策	担 当
海上災害の予防	市民生活部危機管理室、産業経済部農業水産課、消防本部（署） 苫小牧港管理組合、 その他関係機関

1 市が行う海上災害予防計画

(1) 海上火災及び油流出等の予防措置

市は、海上火災及び油流出等の予防措置として、次の対策に努める。

- ア 各種荷役中の火気取締りの指導及び施設等の火災予防の徹底
- イ 大量の可燃物、危険物等の荷役の保安指導の監督
- ウ 油流出事故の予防対策として化学消火剤、オイル処理剤等資材の配備

(2) 関係機関への施設等の改善・指導

市は、関係機関に対し、次のように危険物を取り扱う施設や管理方法について検査し、改善・指導に努める。

- ア 臨港地区の化学工場、危険物貯蔵・取扱所等への立入検査
- イ 危険物の適正な取扱い
- ウ 消火設備の維持管理
- エ 化学消火剤、オイル処理剤等資材の共同備蓄

(3) 事業所相互の応援協力体制の確立

危険物積載船舶等の入港状況の資料・情報を交換するなど、関係機関との相互連絡を密接にするよう指導する。

2 関係機関の海上災害予防計画

関係機関が行う海上及び港湾における災害の予防計画は、次のとおりである。

防災関係機関	予防計画
胆振総合振興局	(1) 苫小牧市港湾等防災対策の指導及び海上災害に必要な防災資機材の整備をする。 (2) 臨港地区の高圧ガス事業所への、保安上の基準適合の指導をする。 (3) 市及び関係機関の予防対策の連絡調整をする。
苫小牧港管理組合	(1) 公共岸壁及び施設での火気取扱い及び立入禁止並びに禁止標識の設置をする。 (2) 危険物等の積載船舶の接岸、荷役の安全を確保するため、岸壁及び

	<p>その付属設備（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持管理をする。</p> <p>（3）油流出又は施設等の災害に備え、化学消火剤、オイル処理剤等の資機材の整備、備蓄をする。</p>
苫小牧海上保安署	<p>（1）災害発生状況及び災害事例の資料収集をする。</p> <p>（2）港湾状況（危険物等の荷役場所、貯木場、カーフェリー着岸橋等）の調査をする。</p> <p>（3）防災施設、機材等の種類、分布状況、救助に必要な機材能力の基礎調査をする。（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）</p> <p>（4）防災研修と教育訓練をする。</p> <p>（5）海難防止運動、講習会の開催、防災参考資料等の配付をする。</p> <p>（6）在港船への臨船指導をする。</p> <p>（7）一般船舶、カーフェリー、危険物積載船舶等への立入検査と海事関係法令の遵守をする。</p>
室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所	直轄海岸等の災害防止をする。
室蘭開発建設部 苫小牧港湾事務所	港湾、港路等の工事計画の作成及び施行と災害防止をする。
北海道 産業保安監督部	<p>（1）臨港地区の電気事業用施設等への立入検査指導をする。</p> <p>（2）臨港地区のガス事業所への、保安上の基準適合の指導をする。</p>
北海道運輸局 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所	航行船舶の耐行性及び船舶施設の安全の確保並びに港湾事業の防災上の措置の実施に関する指導を行う。
苫小牧 労働基準監督署	臨港地区の事業所、工場等の産業災害防止の監督指導をする。

3 民間団体の海上災害予防計画

民間団体が行う海上及び港湾における災害の予防計画は、次のとおりである。

民間団体等	予防計画
危険物等関係施設の 管理者	<p>（1）危険物等積載船舶の接岸荷役の安全確保のため、岸壁及びその付属設備（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持管理をする。</p> <p>（2）危険物等の荷役中の警備と監視並びに火気及び立入禁止等の徹底をする。</p> <p>（3）危険物荷役の保安指導監督をする。</p> <p>（4）消火器具、漏油処理器具等の配備をする。</p> <p>（5）流出油事故の予防対策及び応急対策をする。</p> <p>（6）立入禁止、火気厳禁表示の徹底をする。</p> <p>（7）消火設備の充実強化及び化学消火剤等の共同備蓄をする。</p> <p>（8）従業員の初期消火技術の教育訓練をする。</p>

港湾関係施設の 管理者	(1) 船舶の接岸荷役の安全確保のため、岸壁及び付属設備（防舷材、 けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持をする。 (2) 消火設備の充実強化をする。 (3) 従業員の初期消火技術の教育訓練をする。
苫小牧地区流出油災 害対策協議会	(1) 流出油の防除計画を策定する。 (2) 流出油防除の施設機材の整備をする。
水難救済会	水難救助技術の研修訓練と協力体制を確立する。
漁業協同組合	漁業関係の被害調査及び応急対策の協力体制を確立する。
石油コンビナート 特別防災区域協議会	(1) 海上交通の障害防止をする。 (2) 原油等流出危険物対策を策定する。
苫小牧 海上交通安全協議会	海上交通の安全確保をする。
海上災害防災 センター苫小牧基地	(1) 船舶等の災害防止をする。 (2) 船舶、人命の救助及び行方不明者の搜索体制を確立する。 (3) 災害時の緊急輸送計画を策定する。
苫小牧船主協会	災害時の協力体制を確立する。

第4節 林野災害の予防

林野火災に対しては、予防強化期間を設けるなど、日常から入林者に林野火災に対する知識や意識を日頃から高めていくことが大切である。この節は、林野火災の注意・警戒の方法について定めたものである。

また、林野火災予防に関する事項については、別途「苫小牧地区林野火災予消防対策要綱」が定められている。

この節の対策	担 当	
林野火災の予防	消防本部（署）、消防団、市民生活部 危機管理室、都市建設部緑地公園課	胆振東部森林管理署、森林組合、 その他関連機関

1 林野火災危険期間

林野火災の危険期間について、次のとおり予防強化期間、無煙日を設ける。

危険期間	4月1日から6月30日まで
林野火災予防強化期間	4月10日から5月31日まで
無煙日	4月10日、20日、30日、5月10日

2 火入対策及び注意・警戒

火入や出火の注意・警戒として、次の対策を推進し、林野火災対策を強化する。

- (1) 火入対策
- (2) 造林火入対策
- (3) 開墾地及び牧野造成の火入対策
- (4) 入林者に対する注意
- (5) 林内事業及びその労働者の警戒
- (6) タバコの吸い殻による出火対策
- (7) 巡視人並びに見張り人の設置
- (8) 山火事防止点検

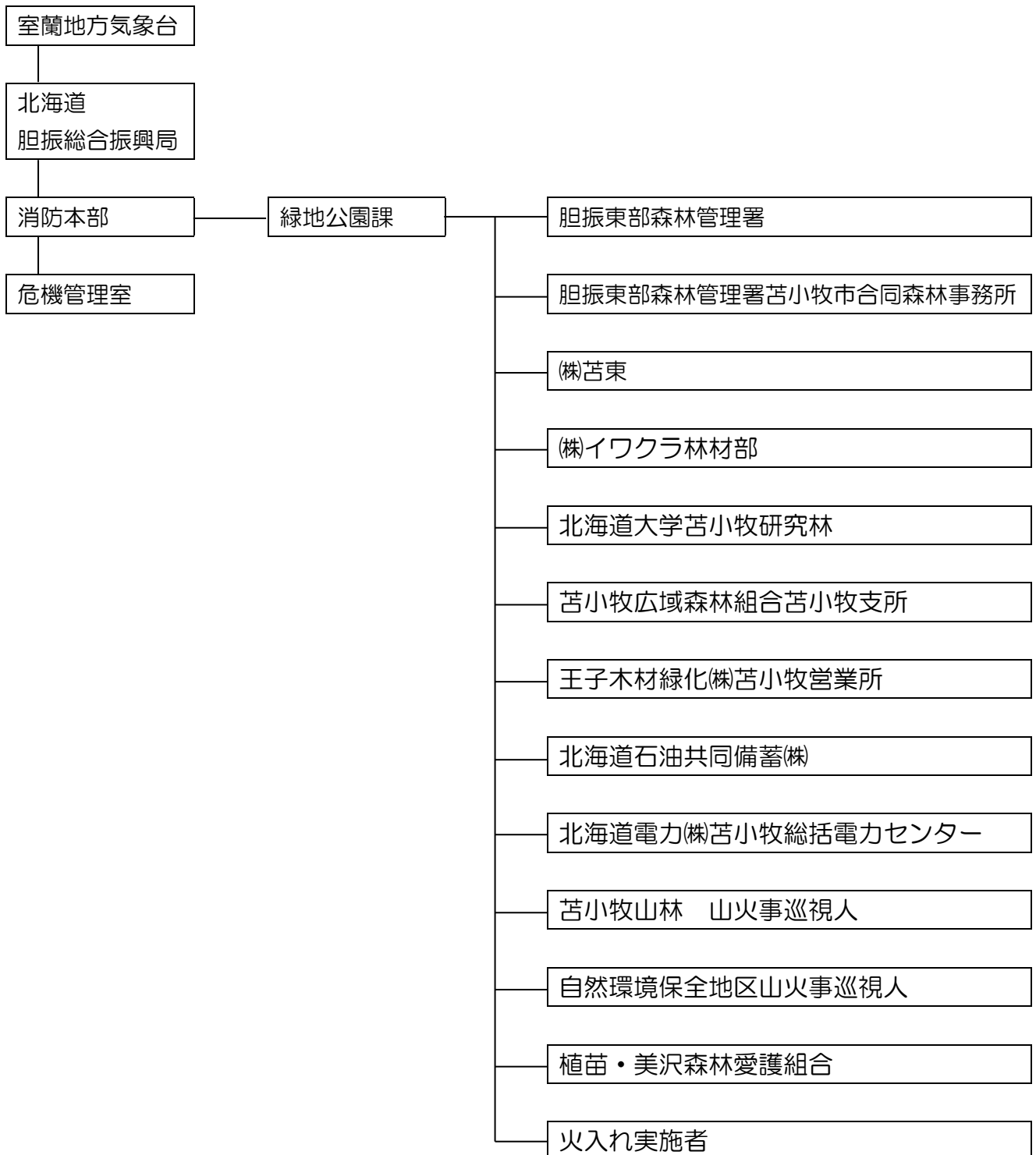
3 予防思想の普及

住民及び関係者に対し、広報などを利用して林野火災の予防思想の普及に努める。

- (1) ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行
- (2) 広報車、宣伝車の運行
- (3) 各学校生徒の協力

4 気象情報及び連絡系統図

室蘭地方気象台から林野火災発生の危険性があると通報（乾燥注意報等）があった場合、市長（消防長）はこれに基づき山火事警報を発表し、以下の系統図により関係機関等に通報する。



第5節 大規模事故の予防

大規模なガス爆発や交通災害等の大規模事故が発生した場合に、的確な行動をするためには、関係機関との協力体制を確立しておくことが必要である。この節は、各機関の連携の強化等について定めたものである。

この節の対策担当	担当	
大規模事故の予防	消防本部（署）、 市民生活部危機管理室	その他関係機関

大規模事故については、消防本部（署）とともに次にあげる事故等を想定し、関係機関と応急対策時の活動が効率よく行えるよう連携強化及び訓練を促進する。

また、危険物施設等は査察・指導を行い、事故・火災等の発生の予防に努める。

想定される主な大規模事故

- 1 大火
- 2 ガス爆発・漏えい
- 3 化学物質の漏えい
- 4 航空機事故
- 5 列車事故
- 6 自動車事故
- 7 土木工事における事故
- 8 その他、多数の避難が必要とされる事故

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84条）に基づく特別防災区域内での事故
 ・火災等については「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づく。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害応急体制
- 第2節 気象情報の収集・伝達
- 第3節 被害情報の収集・伝達・報告
- 第4節 災害広報
- 第5節 応援派遣要請と受け入れ
- 第6節 消防活動
- 第7節 救出・捜索
- 第8節 応急医療
- 第9節 遺体の処理・埋葬
- 第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営
- 第11節 交通対策・緊急輸送
- 第12節 災害時の警備対策
- 第13節 生活救援対策
- 第14節 建物対策
- 第15節 清掃・防疫
- 第16節 災害ボランティアの活用
- 第17節 要配慮者への対応
- 第18節 公共機関・施設の応急対策
- 第19節 応急教育活動
- 第20節 農林漁業対策
- 第21節 災害救助法の適用
- 第22節 海上災害対策
- 第23節 林野災害対策
- 第24節 大規模事故対策

災害応急対策計画は、災害発生時に、市及び防災関係機関が被災者へ行う対策について、基本方針、実施担当者、手順などの基本を定めたものである。

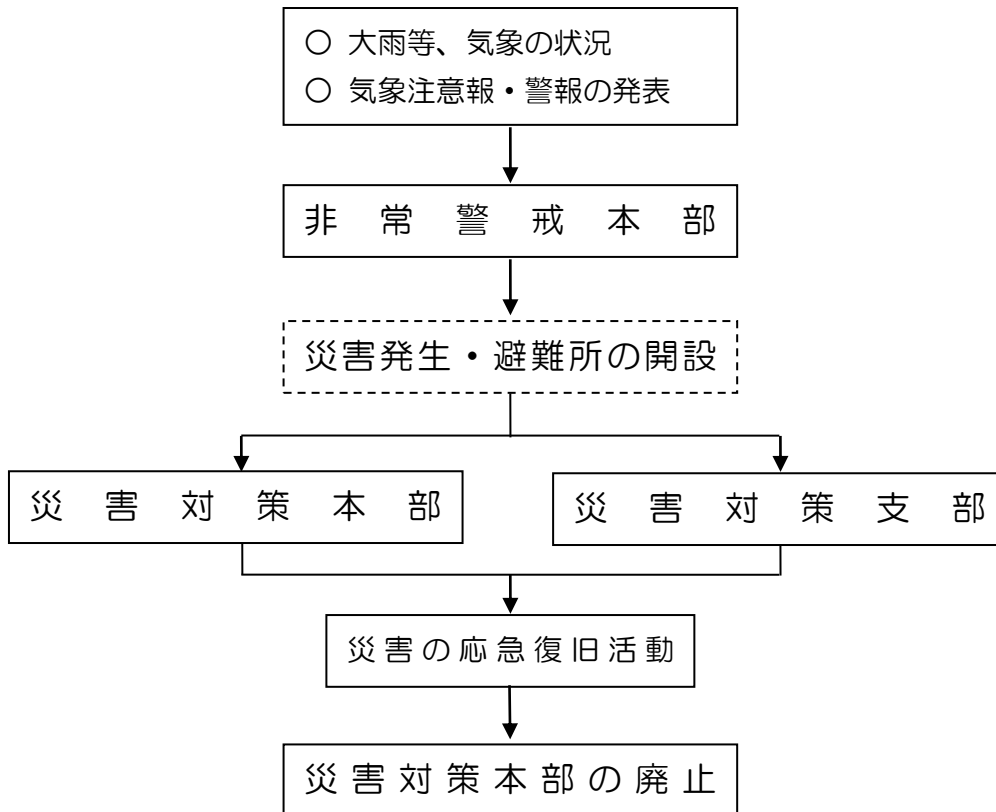
各対策は、風水害及び大規模な災害等が発生した場合を想定して、それぞれの対策の担当者、連携する機関、対策の概要について記載している。

第1節 災害応急体制

風水害等が発生した場合、市は市役所に災害対策本部を設置し、職員の動員・配備を行い、必要な応急活動を実施する。また、注意報・警報が発表された場合には、災害への警戒活動を実施する。

この節は、災害対策本部等の設置場所、職員の配備基準、勤務時間外の参集場所、各部班の事務分掌等、災害応急体制に関する措置について定めたものである。

項目	内容	担当班
勤務時間内	災害対策本部の設置 事務分掌	
勤務時間外	市役所、所属先に参集 避難所に参集 災害対策本部の設置 事務分掌	(災害時地域指定職員)



< 本部体制の流れ >

第1 災害対策本部

市長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、防災の推進を図るときは、法第23条第1項に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、同条第2項及び第3項により本部長には市長を、副本部長には副市長及び消防長を、その他本部員には市の職員を充てるものとする。

1 本部の設置基準

市長は、災害が発生したとき、若しくは被害の状況によって本部の設置が必要と認められるときに本部を設置する。

2 本部の設置場所

(1) 本部は市役所内に置く。

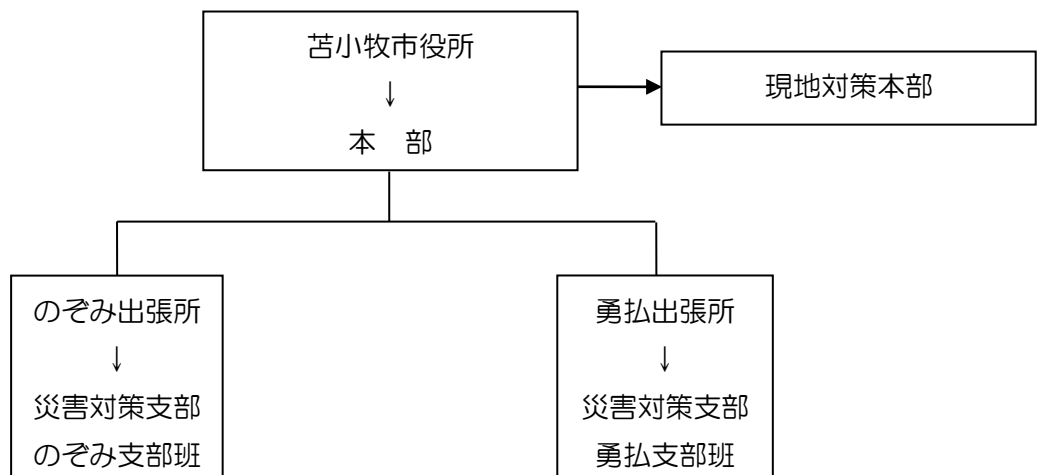
(2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「苫小牧市〇〇災害対策本部」等の標識を掲示する。

3 災害対策支部

地域の防災拠点として災害対策支部を設置する。災害対策支部は、主に地域の情報収集や連絡拠点として機能させる。

4 現地災害対策本部

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、必要により現地災害対策本部を設置する。なお、現地災害対策本部長は、本部長が指名したものとする。



本部・災害対策支部の設置場所

○ 災害対策支部の役割：地域の情報収集・連絡拠点 夜間・休日の参集場所（市役所への直行困難の場合）
○ 現地災害対策本部の役割：災害現場での指揮、関係機関との連絡調整

5 本部の移設

市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、消防署、白鳥アリーナ等に本部を移設する。

6 防災関係機関連絡室の設置

本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。

- (1) 自衛隊
- (2) 警察署
- (3) 海上保安署
- (4) 室蘭地方気象台
- (5) 室蘭開発建設部
- (6) 室蘭建設管理部苫小牧出張所
- (7) ライフライン機関
- (8) 港管理組合
- (9) 医師会
- (10) その他

7 本部設置及び廃止の通知

本部設置後、総括部長は、次のとおり周知・通知を行う。廃止の時の通知公表は、設置の時に準ずる。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部班	庁内放送及び無線又は有線電話等
防災関係機関	有線電話又はFAX及びインターネット等
地域住民	報道機関を通じて公表
報道機関	有線電話及び口頭又は文書等

※災害の状況により可能な媒体を使用して伝達する。

8 本部・災害対策支部・現地災害対策本部の廃止

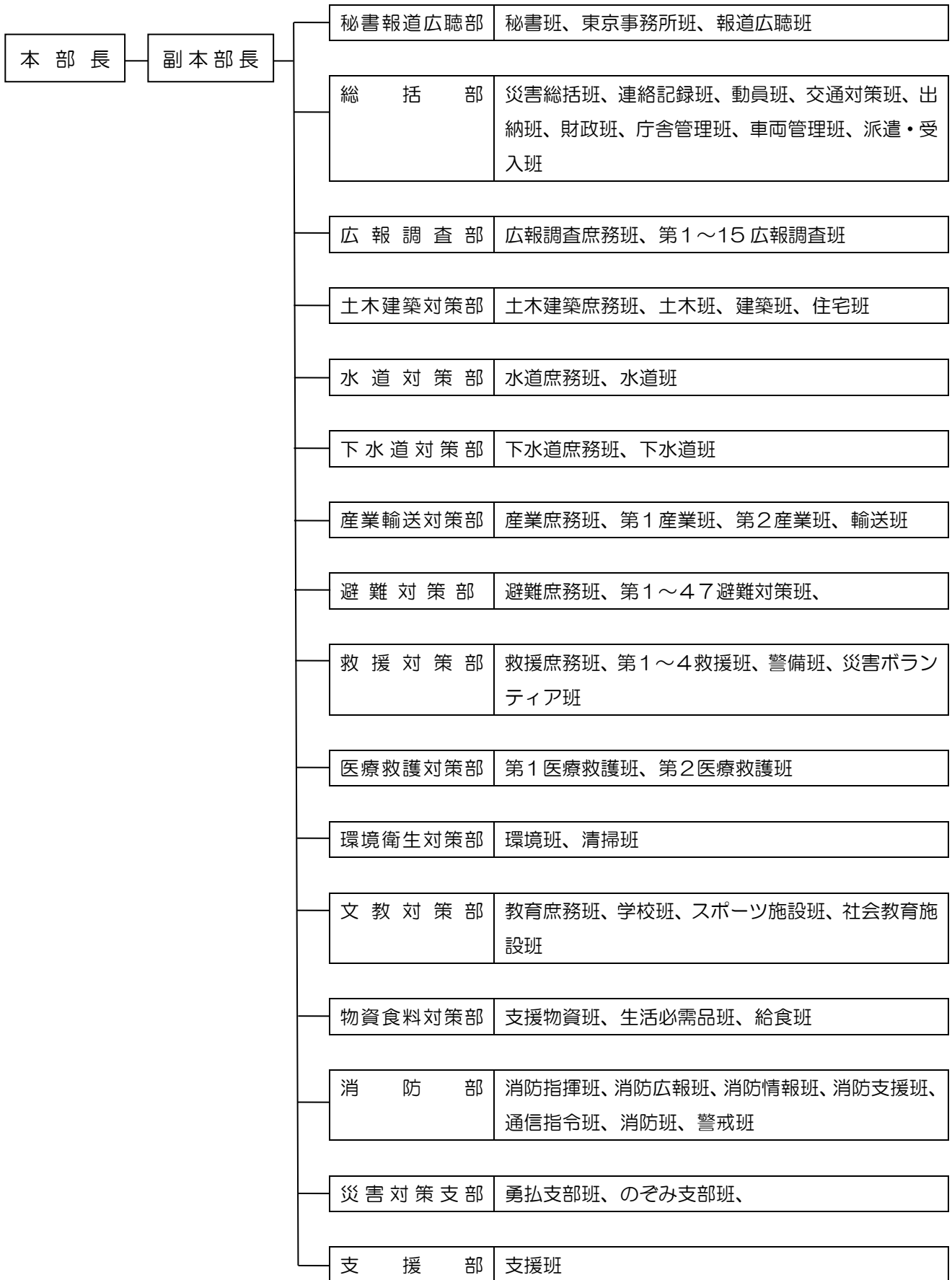
本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。

9 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

○ 本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
○ 副本部長	副市長、消防長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
○ 災害対策部長	本部員のうちから本部長が指名	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
○ 班長	本部長が指名	災害対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
○ 班に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、事務に従事する。

なお、本部の組織の詳細は、「苫小牧市災害対策本部組織図」を参照のこと。



10 権限の委任

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1順位 副市長

1.1 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。

本部会議の役割	○ 災害対策の推進のための基本方針の決定
本部会議の開催時期	○ 本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○ 本部長（市長） ○ 副本部長（副市長、消防長） ○ 災害対策部長（市立総合病院副院長・同事務局長、教育部長、港管理組合総務部長を含む）
事務局	○ 総括部災害総括班
協議事項	○ 災害応急対策の決定 ○ 被害予測・被災地の把握 ○ 中長期的な需給予測及び復旧目標の設定 ○ 業務の優先順位の決定 ○ 応援の要請 ○ 配備の切り替え ○ 本部の廃止

1.2 災害応急対策の決定

(1) 情報分析

災害時は情報収集が何よりも優先され、災害規模に比例して情報量が少なくなる中での対策を講じなければならない。このため、災害対策本部はその被害状況によっては、各部・班から報告される情報を分析し対策を講じるために、必要に応じて情報分析チームを設置することができる。

(2) 業務の優先順位の決定

災害時には人的・物的資源が制約される中で応急対応にあたることになる。このため、災害対策本部は災害時の業務について優先順位を検討するものとする。また、業務（質・量）は時期により大きく変化するため、人的配置を柔軟に行うものとする。

(3) 全体方針の決定

災害対策本部は災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。

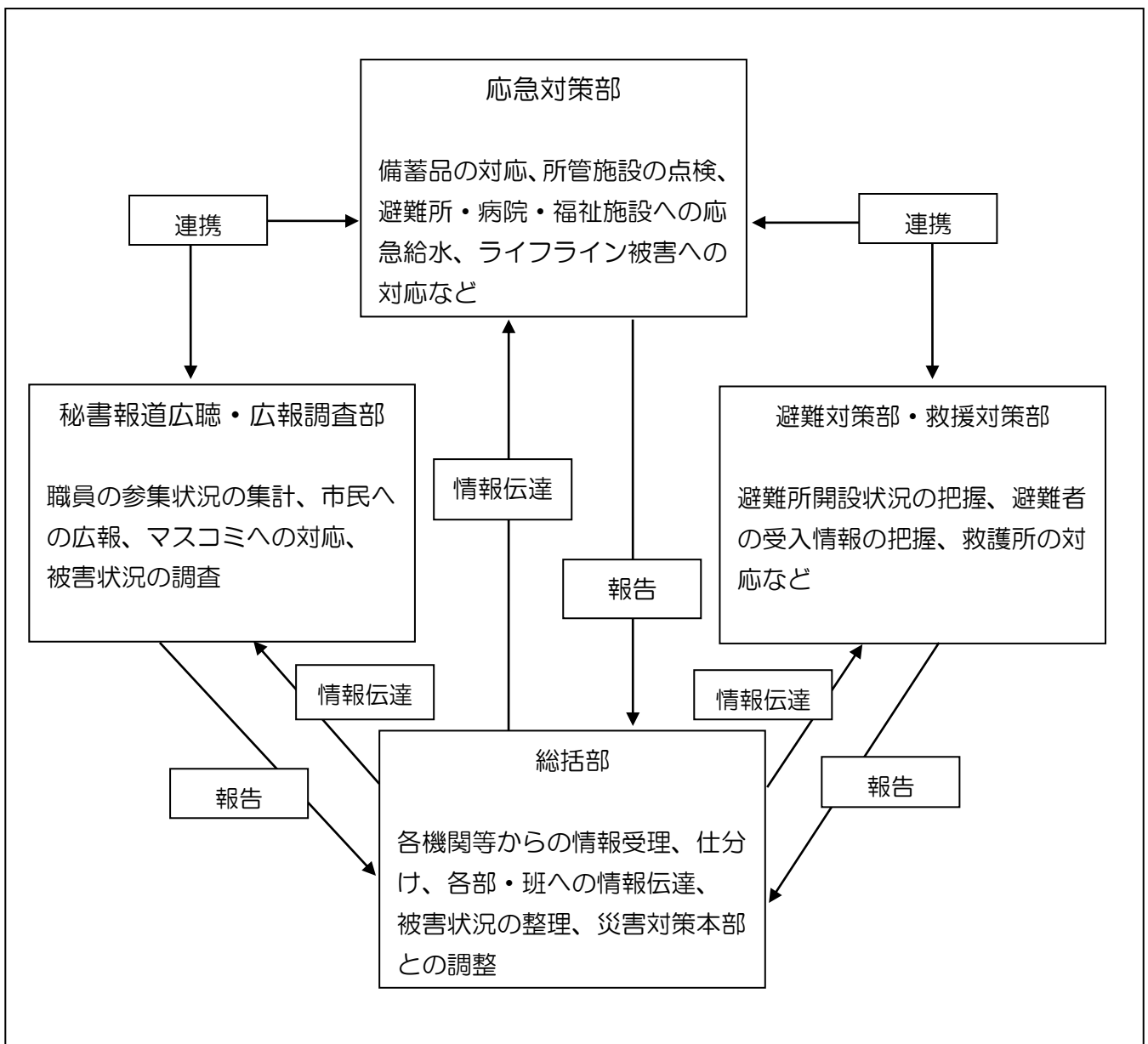
1.3 災害初動期の災害対策本部体制の運用

本部長は、災害規模の状況によって、職員参集状況の低下、施設の使用制限など行政機能が著しく低下している場合、災害対応の初動期については、災害対策本部の業務に優先順位を付け、必要な部・班体制によって本部運営を行うものとする。

なお、職員の配備については、通常の部・班体制の職員を割り当てるが、適宜、本部会議の決定により、参集することができた職員の配備を行う。

この際の本部体制は次のような体制を基本とする。

初動期本部体制（例）



第2 非常警戒本部

1 非常警戒本部の設置

市域に降水、降雪等状況により河川・崖地の警戒または水防活動が必要なとき、若しくは局地的な浸水、崖崩れ等が発生したとき、市長の判断により非常警戒本部を設置する。

2 本部への移行

避難勧告等を発令し、避難所を開設する必要がある場合、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、市長の判断により本部へ移行する。

3 非常警戒本部の廃止

予想された災害の危険が解消したと認められる場合、非常警戒本部を廃止する。

4 非常警戒本部の組織

非常警戒本部の組織及び役割は、第1の9「本部の組織」に準じ、必要なものを指名して対策にあてる。

5 権限の委任

非常警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1順位 副市長

6 活動内容

非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 気象等の情報収集及び連絡
- (2) 道及び関係機関への被害状況の伝達
- (3) 住民等への気象情報の伝達
- (4) 浸水、崖崩れ等の警戒

第3 参集・配備

1 配備基準

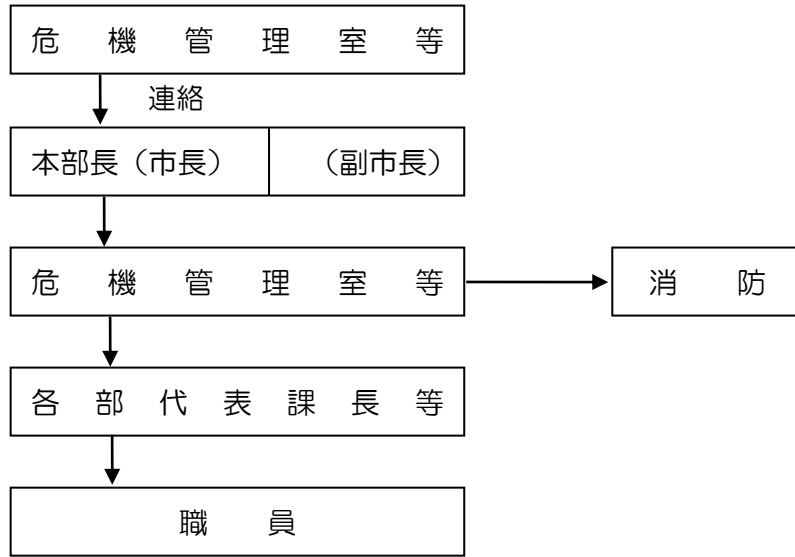
参集配備は原則的に次の配備基準に基づいたものとする。

体制	配備	配備基準	活動内容	配備人員
本部設置前	情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ○室蘭气象台から警報（大雨、高潮、洪水、大雪等）が発表されたとき。 ○降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 （○報道発表、市民へ情報提供が必要なとき。） （○情報収集、巡回広報等が必要なとき。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・河川、崖地の警戒（待機） （・報道・広報等） （・市民へ情報提供） （・情報収集広報等） 	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 （総合政策部） （財政部）
	非常警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨、降雪、河川の推移等の状況により河川・崖地の警戒又は水防活動が必要なとき。 ○局地的浸水、崖崩れが発生したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・河川、崖地の警戒 ・地域の警戒 ・水防活動 （・報道・広報等） （・市民へ情報提供） （・情報収集広報等） 	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 （総合政策部） （財政部）
本部設置後	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 第1 ○河川、崖地等で災害が発生すると予測され警戒を要するとき。 ○浸水、崖崩れ等が発生したとき。 ○交通災害、ガス爆発などが発生したとき。 ○ガス漏出等により警戒、避難を要する。 ○避難勧告・指示が発令され、避難所開設が必要となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・水防活動 ・災害地の警戒 ・道路等施設の応急復旧 	各班必要な人員
	非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 第2 ○人的被害が発生したとき。 ○道路、ライフライン等市民生活に影響のある物的被害が発生したとき。 ○土砂災害等重大な被害が発生したとき。 ○市域の広範囲にわたって大規模な災害（航空機事故、油流出等）が発生したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・救出 ・応急医療救護 ・被災者避難者救援 ・応急復旧 	全職員

（ ）カッコは、待機体制とする。

2 動員指示

各班必要な職員を動員する場合は、次の系統に従って行う。



< 各部への動員指示の系統 >

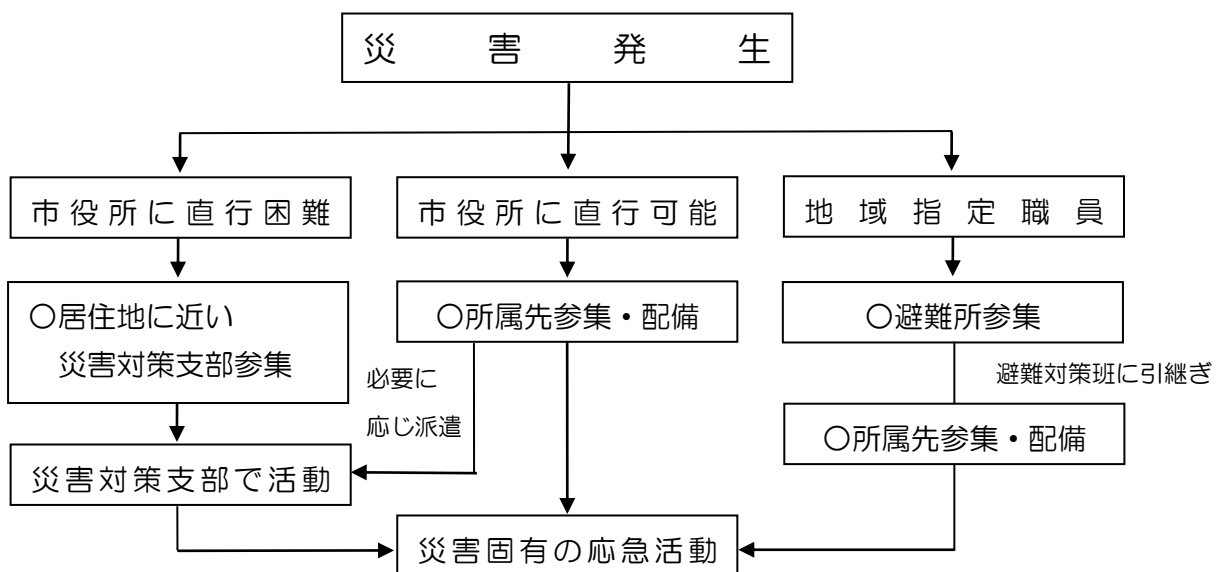
3 参集場所

(1) 勤務時間内の参集場所

所属場所を参集場所とする。

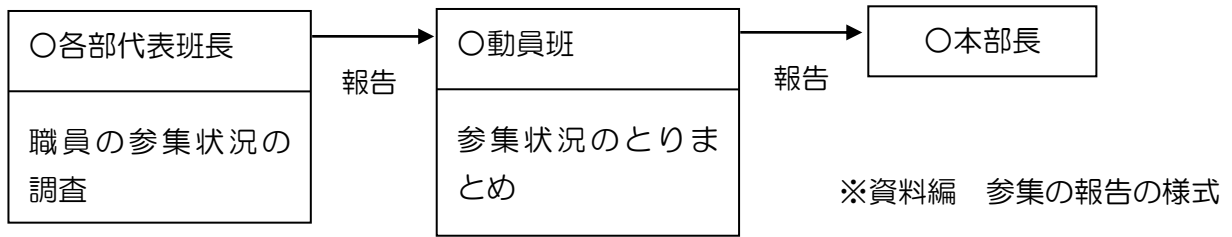
(2) 夜間・休日の参集場所

夜間・休日に災害が発生した場合の参集場所は、原則的に所属先とするが、市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い災害対策支部に参集する。



< 夜間・休日の参集の流れ >

4 参集の報告



第4 事務分掌

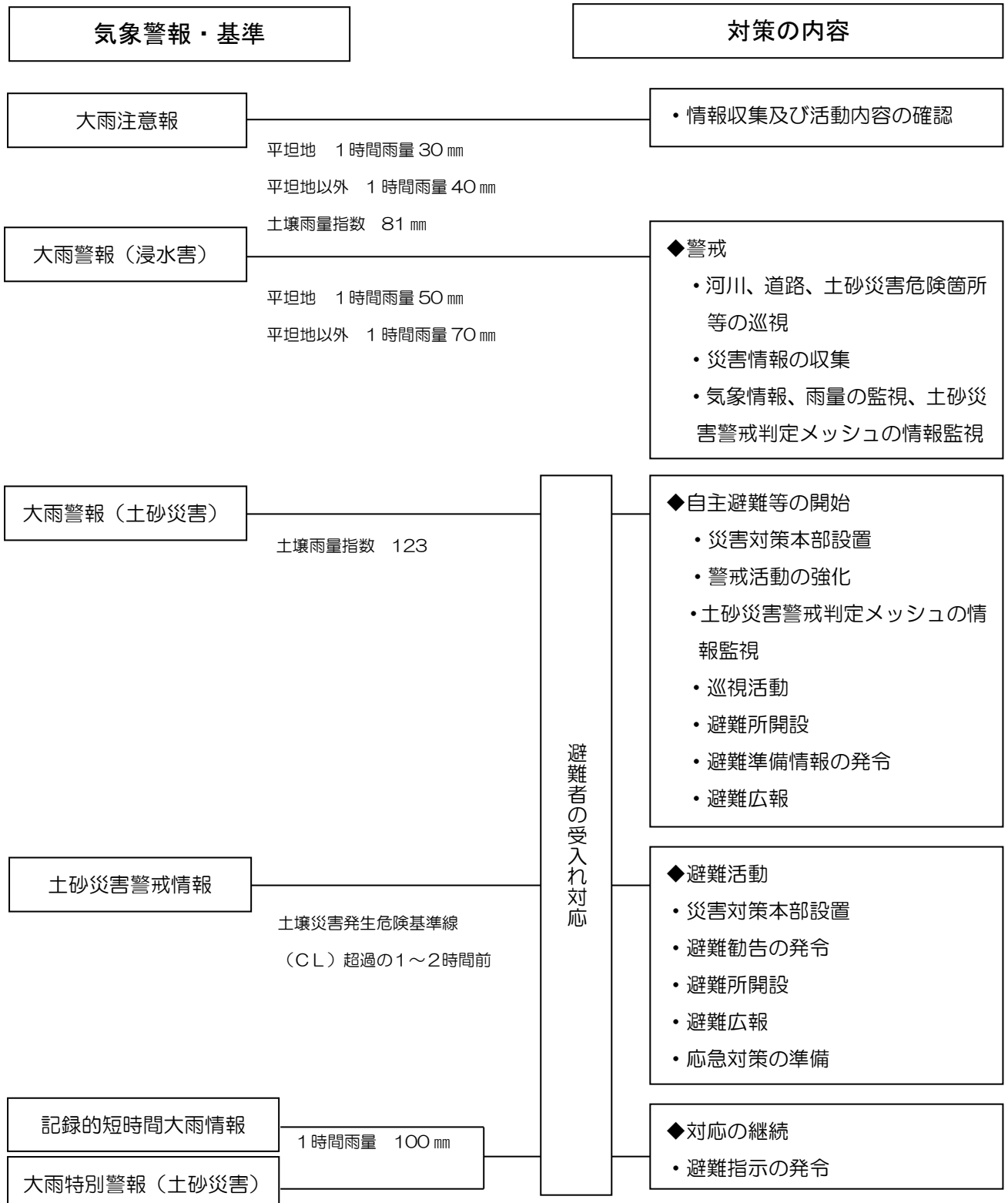
主な事務分掌は、資料編「苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとる。

※資料編 苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌

第5 土砂災害対策の流れ

土砂災害への応急対策は、気象台が発表する大雨注意報、大雨警報、特別警報、北海道と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報などから得られる情報に基づき、以下の応急対策を実施する。

土砂災害対策の応急対策



第2節 気象情報等の収集・伝達

気象警報等が発表された場合、市は情報を収集し、市民や関係機関に対し伝達することが必要である。この節は、気象警報等の情報の種類及び伝達先、伝達方法等について定めたものである。

項目	内容	担当班
気象情報等の 収集・伝達	気象予報の種類	土木建築対策部、下水道対策部、消防部、広報調査部の関係職員 総括部災害総括班、総括部連絡記録班、広報調査部、消防部通信指令班
	警戒、巡視	
	気象予報等の伝達系統及び方法	

第1 気象予報の種類

1 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町名（苫小牧市）で発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称（胆振中部）を用いる場合がある。



室蘭地方気象台が発表する気象予報の種類は、次のとおりである。

※資料編気象注意報及び警報の種類と発表基準

2 気象警報の発表で用いる区域の名称

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村を まとめた 区 域	二次細分区域名
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、壮瞥町 洞爺湖町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

3 全般気象情報、胆振・日高地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

4 土砂災害警戒情報

胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと（苫小牧市）に発表する。

5 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。観測された場合、アメダス観測所名、解析の場合は市町名+付近として地点を発表する。

6 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、「胆振・日高地方」として発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

第2 警戒・巡視

1 河川、崖地の警戒

土木建築対策部、下水道対策部、消防部、広報調査部及びその他関係機関は、河川、崖地等について、次の場合に警戒を実施する。

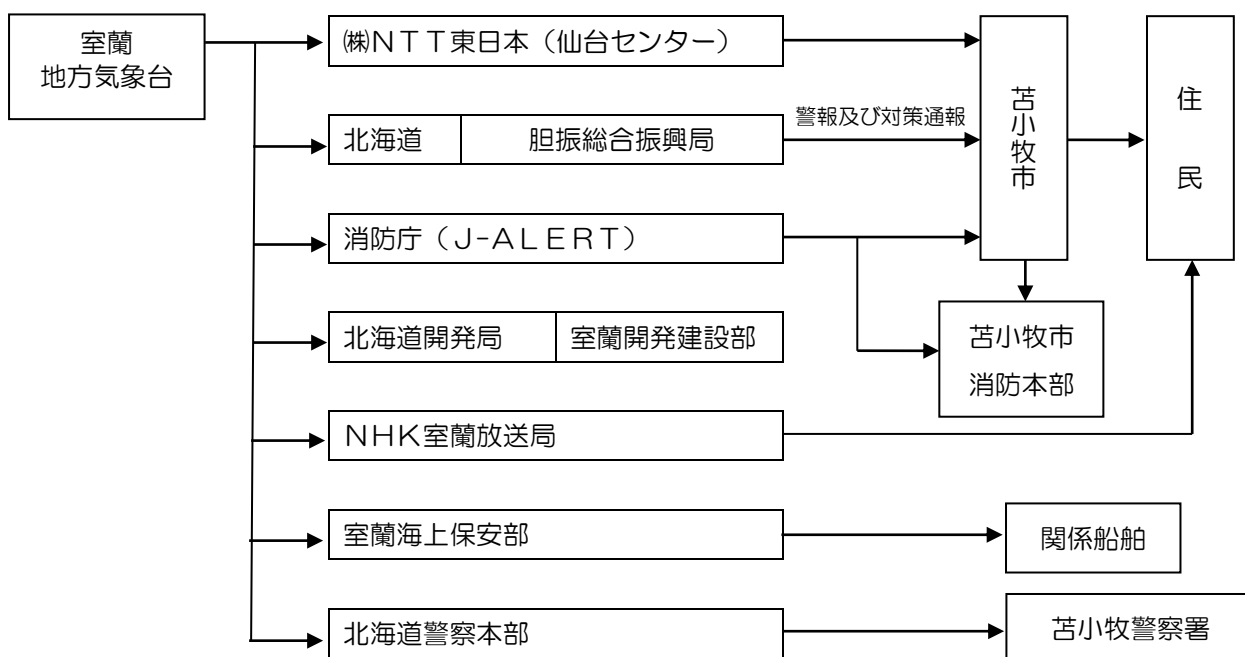
- (1) 河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき
- (2) 堤防、崖地等に異常を発見したとき
- (3) 高潮等により非常事態が予想されるとき

2 危険箇所の巡視及び通報

土木建築対策部、下水道対策部、消防部、広報調査部及びその他関係機関は、巡視員を設け河川、海岸、堤防等を巡回する。危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報する。

第3 気象予報等の伝達系統及び方法

気象予報等は、室蘭地方気象台から、次の系統で伝達される。

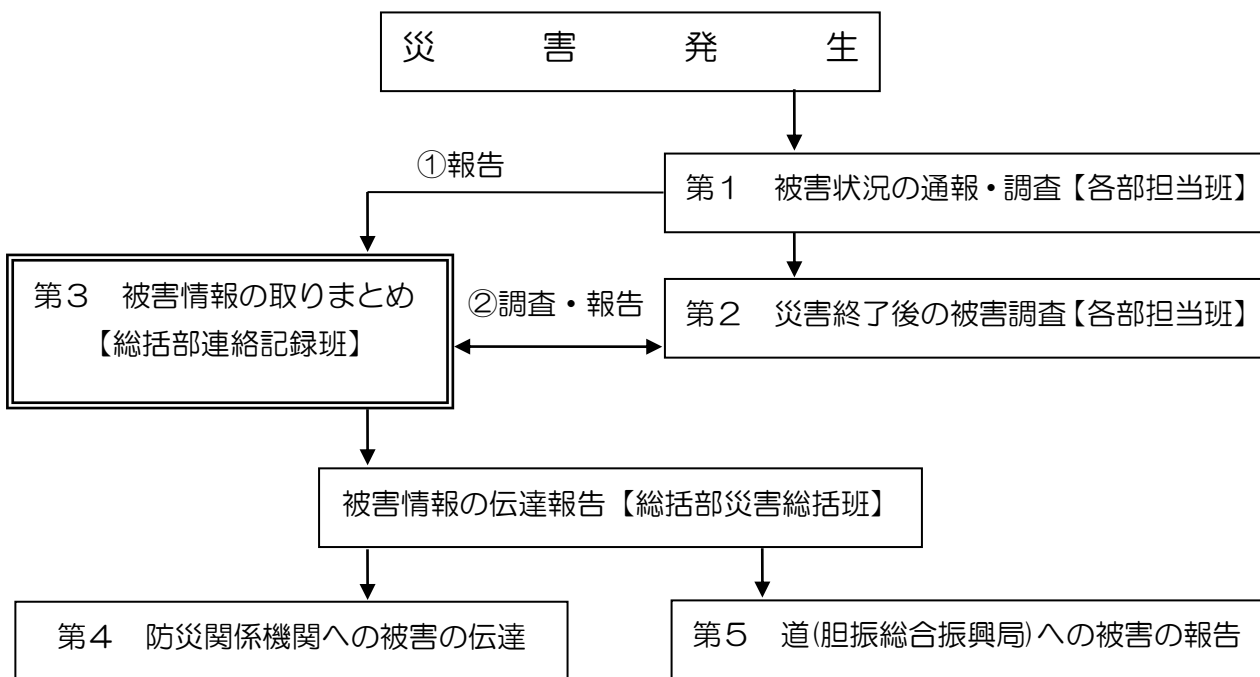


第3節 被害情報の収集・伝達・報告

災害発生直後から、効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速な被害情報を把握することが必要である。

この節は、被害情報の収集、道への災害報告について定めたものである。

項目	内容	担当班
被害の調査	●被害状況の通報・調査	総括部連絡記録班、広報調査部各班、各部担当班
	●災害終了後の被害調査	総括部連絡記録班、広報調査部各班、各部担当班
	●被害情報の取りまとめ	総括部連絡記録班
被害の伝達・報告	●防災関係機関への被害の伝達	総括部災害総括班、消防部消防情報班
	●道（胆振総合振興局）への被害の報告	総括部災害総括班

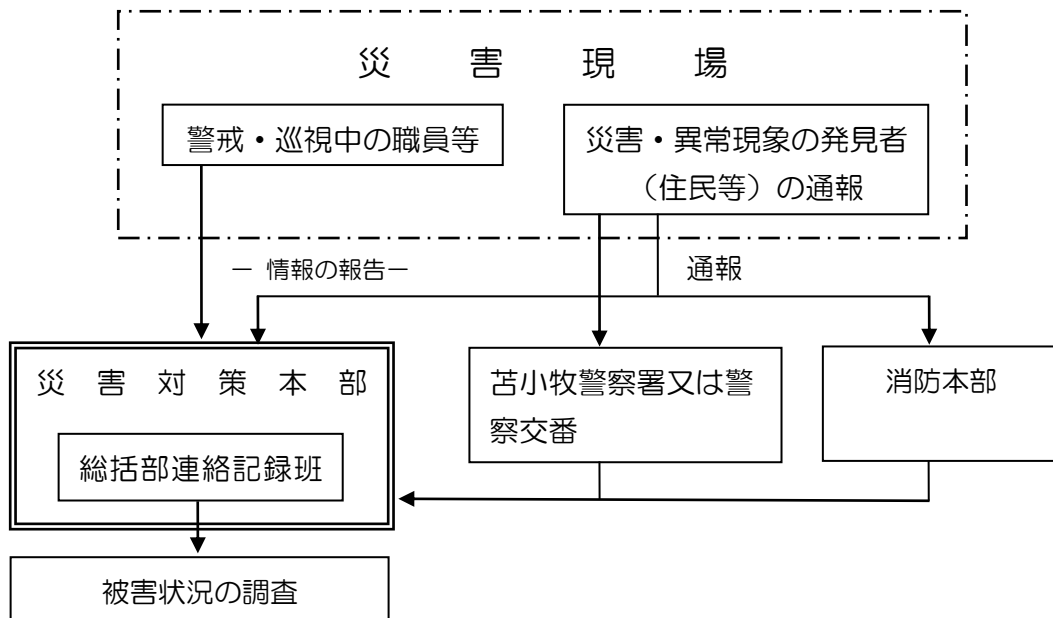


< 被害の収集・伝達・報告の流れ >

第1 被害状況の通報・調査

1 被害状況の通報

災害が発生し、または発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、以下の系統で被害の状況を把握する。



< 連絡系統 >

2 被害状況の調査

異常現象や被害の発生等の通報を受けた場合、土木建築対策部土木班または広報調査部第1～15広報調査班を派遣して、状況を調査する。

3 調査の分担

河川、崖地等については、土木班が担当する。広域的な場合は、15に分割した市内の区域に広報調査部第1～15広報調査班を派遣する。また、各部班は所管する施設等について調査する。

※資料編広報調査部各班の広報及び調査の区域

4 調査の報告

調査結果は、急を要する場合は、口頭又は電話で総括部連絡記録班へ報告する。その後、文書（報告の様式）により速やかに報告する。

※資料編市の情報収集用様式

第2 災害終了後の被害調査

1 調査の流れ

災害終了後の被害調査は、各部門を所管する班が実施する。

調査担当班	調査の方法	報告先
各部担当班	各班の詳細な被害状況の調査	総括部連絡記録班

2 各班の調査内容

応急活動期は各部担当班が、下記の事項について詳細な被害状況の調査を行う。

部名	班名	調査事項
総括部	庁舎管理班	庁舎の被害状況、所管の施設等の被害状況
広報調査部	広報調査庶務班	被害状況調査の総括、所管の施設等の被害状況
	第1～15広報調査班	家屋等の被害状況
土木建築対策部	土木班	道路、橋りょう、河川、海岸、指定地、林業等の被害状況
	建築班	所管の施設等及び建物の被害状況(応急危険度判定)
	住宅班	公営住宅等の被害状況
水道対策部	水道班	上水道施設等の被害状況
下水道対策部	下水道班	下水道施設等の被害状況
産業輸送対策部	産業庶務班	産業経済部及び商業・観光施設等の被害状況
	第1産業班	工業施設等の被害状況
	第2産業班	農業水産施設等の被害状況
避難対策部	第1～45避難対策班	所管の施設等及び避難所の被害状況
救援対策部	救援庶務班	社会福祉施設等の被害状況
	第2・3救援班	所管の施設等の被害状況
	第4救援班	所管の施設等及び各医療機関の被害状況
環境衛生対策部	環境班	所管の施設等の被害状況 河川・大気汚染等の状況
	清掃班	廃棄物処理施設等の被害状況
文教対策部	教育庶務班 学校班 スポーツ施設班 社会教育施設班	所管の施設等の被害状況
物資食料対策部	給食班、支援物資班	所管の施設等の被害状況
消防部	消防情報班	災害原因及び被害状況
災害対策支部	各班	所管の施設等の被害状況

3 調査の基準

調査の基準は、「被害状況の判定基準」によるものとする。

※資料編被害状況の判定基準

4 調査の報告

調査結果は、総括部連絡記録班へ報告する。

第3 被害情報の取りまとめ

総括部連絡記録班は、各部班が調査した情報を次の留意点について取りまとめ、被害状況として報告する。

区分	留意点	報告先
被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握 	総括部災害総括班 消防部消防情報班
災害終了後の調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理 	

第4 防災関係機関への被害の伝達

※防災関係機関への被害の伝達の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第3節第5「防災関係機関への被害の伝達」を参照のこと。

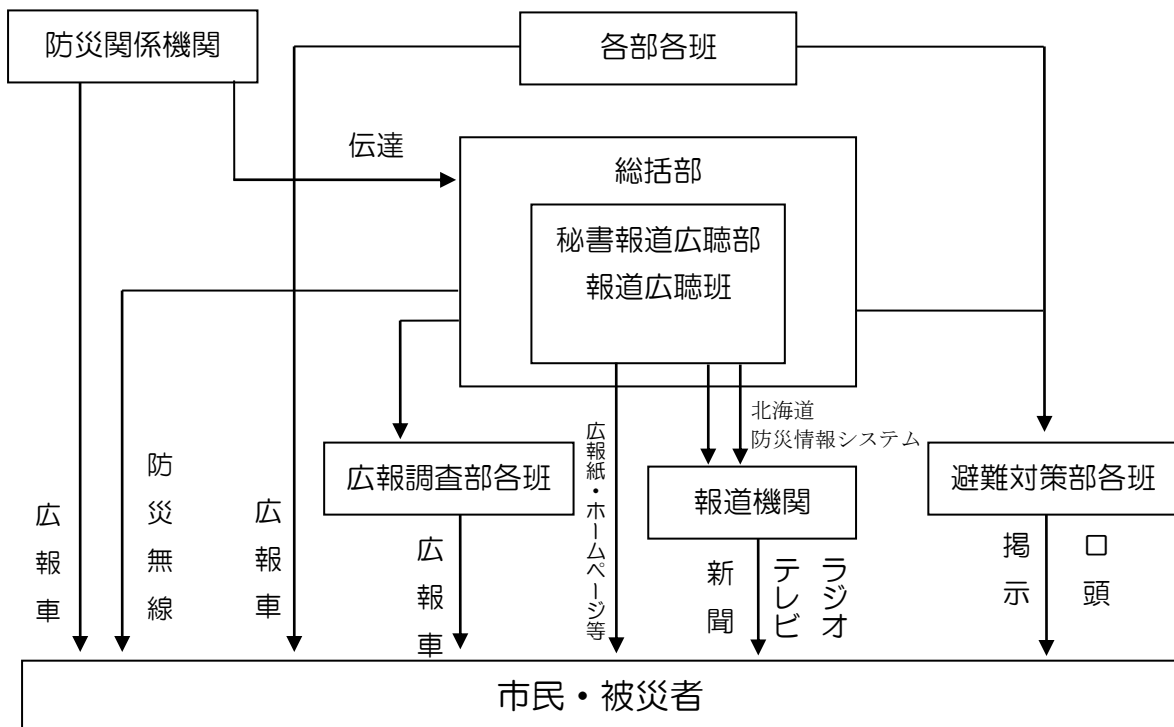
第5 道（胆振総合振興局）への被害の報告

※道（胆振総合振興局）への被害の報告の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第3節第6「道（胆振総合振興局）への被害の報告」を参照のこと。

第4節 災害広報

災害発生後には、市民に対して被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等、災害の種類に応じた情報を提供する必要がある。この節は、市民へ広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等について定めたものである。

項目	内容	担当班
市の広報	<ul style="list-style-type: none"> ●避難広報 ●報道機関への広報の要請 ●報道機関への対応 ●避難所・住民・事業所への広報 	広報調査部各班、消防部消防広報班、総括部災害総括班 秘書報道広聴部報道広聴班 秘書報道広聴部 避難対策部避難庶務班、広報調査部各班、秘書報道広聴部報道広聴班、各部各班
他機関の広報	●防災関係機関の広報	警察署、北海道電力、N T T、苫小牧ガス、交通機関その他



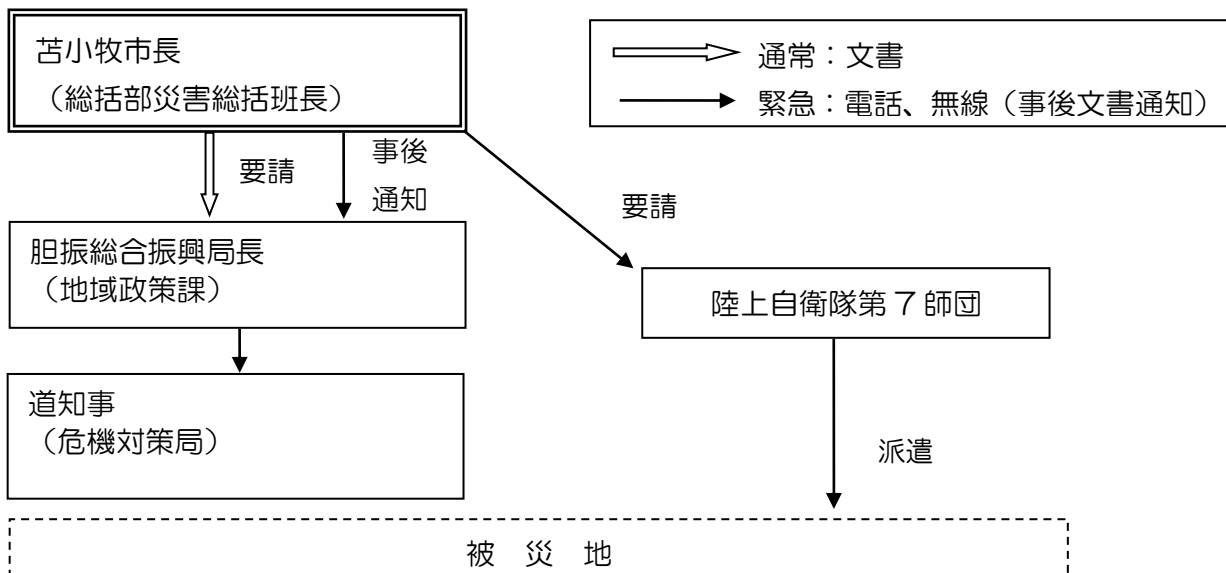
< 市民・被災者への広報の流れ >

※災害広報の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第4節「災害広報」を参照のこと。

第5節 応援派遣要請と受け入れ

大規模な災害が発生し、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他市町村、各種団体等の応援活動が必要である。この節は、応援要請先、応援要請の方法、応援の受け入れ等について定めたものである。

項目	内容	担当班
派遣要請	●自衛隊派遣要請	総括部災害総括班
	●自治体への要請	総括部災害総括班
	●応援協定先への要請	総括部災害総括班
	●民間企業等への協力要請	産業輸送対策部各班等
	●消防広域応援要請	消防部消防情報班
応援の受け入れ	●自衛隊、応援隊の受け入れ	総括部災害総括班



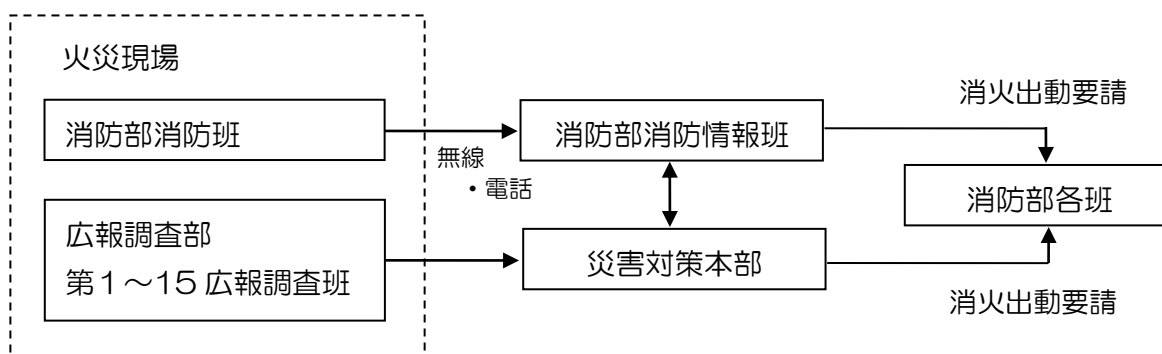
< 自衛隊派遣要請の流れ >

※応援派遣要請の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第5節「応援派遣要請と受け入れ」を参照のこと

第6節 消防活動

大規模な事故による火災、林野火災が発生した場合は、迅速な消火活動が必要である。この節は、大規模な火災に対する消防活動の原則、火災原因調査等について定めたものである。

項目	内容	担当班
消火活動	●消火活動	消防部各班
	●火災原因の調査	消防部各班



< 出動要請までの流れ >

※消防活動の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第6節「消防活動」を参照のこと。

第7節 救出・搜索

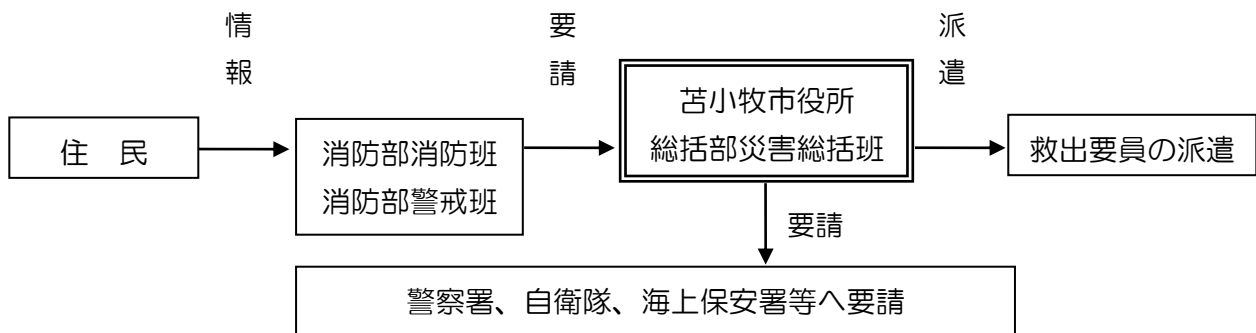
土砂災害等によって負傷者や要救出者が発生した場合、各機関が連携して迅速な救出活動が必要となる。この節は、救出活動や行方不明者の搜索等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期
救出・搜索活動	●救出要員の編成	消防部消防班、消防部警戒班
	●救出资機材の確保	消防部消防班、消防部警戒班
	●救出・搜索活動の実施	消防部消防班、消防部警戒班
	●行方不明者リストの作成	救援対策部第1救援班
傷病者の搬送	●医療機関への傷病者の搬送	消防部消防班、消防部警戒班

第1 救出・搜索活動の実施

1 救出隊の編成

行方不明者、要救助者が発生した場合、消防部各班、消防団で救助隊を編成する。市単独では、対応できない場合は、警察署、自衛隊、海上保安署に応援を要請する。



< 応援隊要請までのながれ >

2 救出资機材の確保

救出资機材は、次のように確保する。

- (1) 初動期における救出资機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- (2) 救出资機材等に不足が生じた場合は、道や民間業者から調達する。

3 救出・搜索の実施

救出・搜索は、行方不明者リスト（第1 救援班が作成）、避難行動要支援者名簿等に基づき、消防部消防班、消防部警戒班が警察署、自衛隊、海上保安署等に協力を要請し、救出・搜索を実施する。

- (1) 搜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び警察署に連絡する。
- (2) 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。
- (3) 搜索の実施期間は災害発生の日から原則として10日以内とする。

第2 行方不明者リストの作成

※行方不明者リストの作成の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第7節の第4「行方不明者リストの作成」を参照のこと。

第3 医療機関への傷病者の搬送

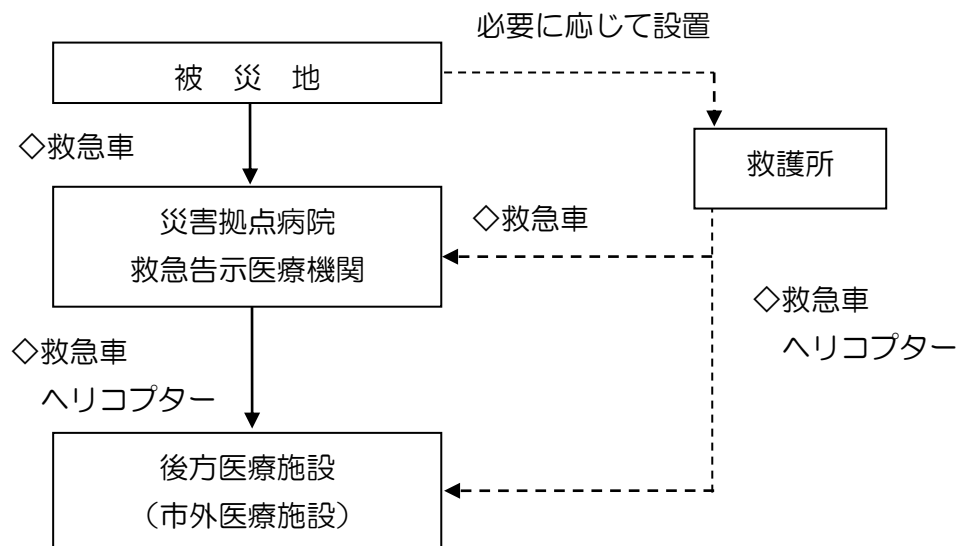
消防部消防班・警戒班は、救助した傷病者を医療施設へ搬送する。

- (1) 傷病者の搬送は、救命処置を要する者を優先とする。
- (2) 搬送は、消防部消防班・警戒班、医療班等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターにより行う。
- (3) 搬送する傷病者が多い場合は、警察署等に要請する。

第8節 応急医療

風水害等に対しては、原則として被災地から救急指定病院に搬送し、治療することを基本とするが、同時に多くの負傷者が発生した場合は、被災現場に救護所を設置し、トリアージ等を行う。この節は、災害直後の救護所の設置、医療救護チームの編成、医薬品・資機材の確保等について定めたものである。

項目	内容	担当班
応急救護	●医療救護チームの編成	医療救護対策部各救護班
	●医薬品・資機材の調達	医療救護対策部各救護班
	●救護所の設置	医療救護対策部各救護班
	●救護所の活動	医療救護対策部各救護班
	●後方医療体制の確立	医療救護対策部各救護班
	●後方医療施設への搬送	消防部各班
避難所での医療	●心のケア対策、伝染病予防	医療救護対策部各班 救援対策部第4救援班
	●保健指導・栄養指導	医療救護対策部各班 救援対策部第4救援班



< 応急医療のシステム >

※応急医療の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第8節「応急医療」を参照のこと。

第9節 遺体の処理・埋葬

大規模な災害が発生した場合、多数の犠牲者への対応が必要となる。この節は、遺体の検視・処理、納棺資機材の確保、遺体の安置、遺体の埋葬等について定めたものである。

項目内容	内容	担当班
遺体の処理	●納棺用品等資機材の確保	救援対策部第1 救援班
	●遺体の検案、処理	救援対策部第1 救援班
	●遺体の安置	救援対策部第1 救援班
遺体の埋葬	●埋葬	救援対策部第1 救援班

※遺体の処理・埋葬の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第9節「遺体の処理・埋葬」を参照のこと。

第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

災害発生時には、危険箇所から逃れるため、迅速な避難活動が必要である。また、避難所では、避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、要配慮者への対応等の対策が必要である。

この節は、避難区域・警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設・運営等について定めたものである。

項目	内容	担当班
避難活動	●警戒区域の設定	警察署、消防部消防班、警戒班、総括部災害総括班、土木建築対策部土木建築庶務班・土木班
	●避難勧告指示・誘導	警察署、広報調査部各班、土木建築対策部土木建築庶務班・土木班、避難対策部各班、消防部消防広報班
避難所の開設・廃止	●避難所の開設	避難対策部各班、文教対策部学校庶務班
	●避難所の統合・廃止	避難対策部避難各班
避難所の運営	●避難所の運営	避難対策部各班
	●飲料水、生活用水の供給	避難対策部各班、水道対策部水道班
	●食料、生活必需品の供給	避難対策部各班、物資食料対策部各班

※警戒区域の設定・避難活動・避難所運営の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第10節「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」を参照のこと。

第11節 交通対策・緊急輸送

大規模な災害が発生した場合、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。この節は、交通規制、緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等について定めたものである。

項目	内容	担当班
交通対策	●交通規制	警察署、総括部交通対策班
	●緊急輸送路の確保	総括部交通対策班、土木建築対策部土木班
輸送対策	●緊急的な輸送	総括部交通対策班、産業輸送対策部輸送班
	●緊急輸送車両の確認	総括部車両管理班、産業輸送対策部輸送班
	●緊急輸送	総括部車両管理班、産業輸送対策部輸送班
	●輸送拠点の設置	総括部災害総括班、物資食料対策部各班、産業輸送対策部輸送班

※交通対策・緊急輸送の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第11節「交通対策・緊急輸送」を参照のこと。

第12節 災害時の警備対策

災害発生時には、犯罪の予防・防止のため、被災地、避難所、海上等の警備を行う必要がある。この節は、警察署、海上保安署における警備、治安維持について定めたものである。

項目	内容	担当班
災害時の警備	●災害警備体制の確立	警察署
	●被災地・避難所の警備	警察署、文教対策部 警備班
	●海上における治安維持	海上保安署

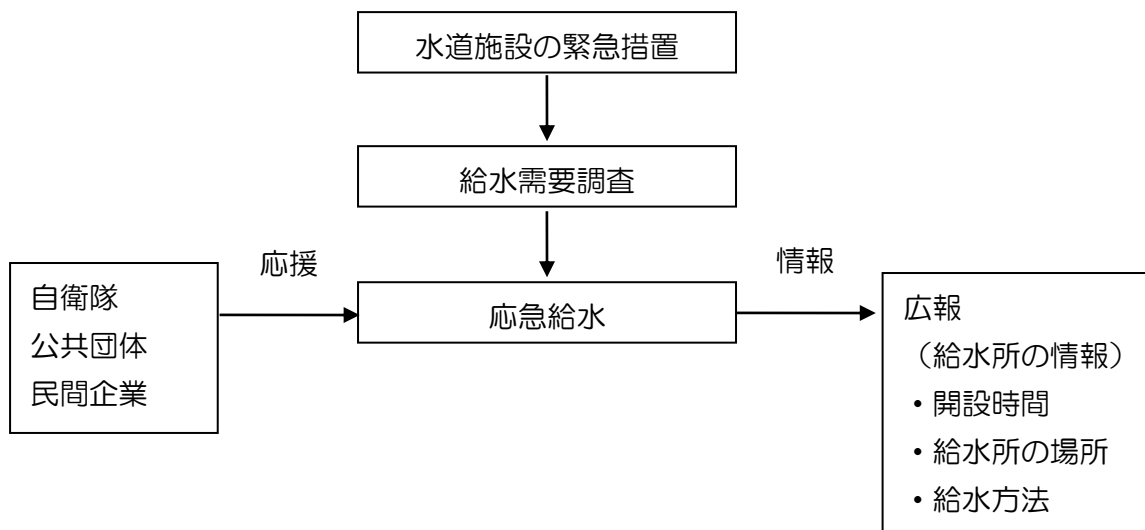
※災害時の警備対策の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第12節「災害時の警備対策」を参照のこと。

第13節 生活救援対策

大規模な災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対して、食料、生活必需品、飲料水等の供給が必要である。この節は、災害発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法等について定めたものである。

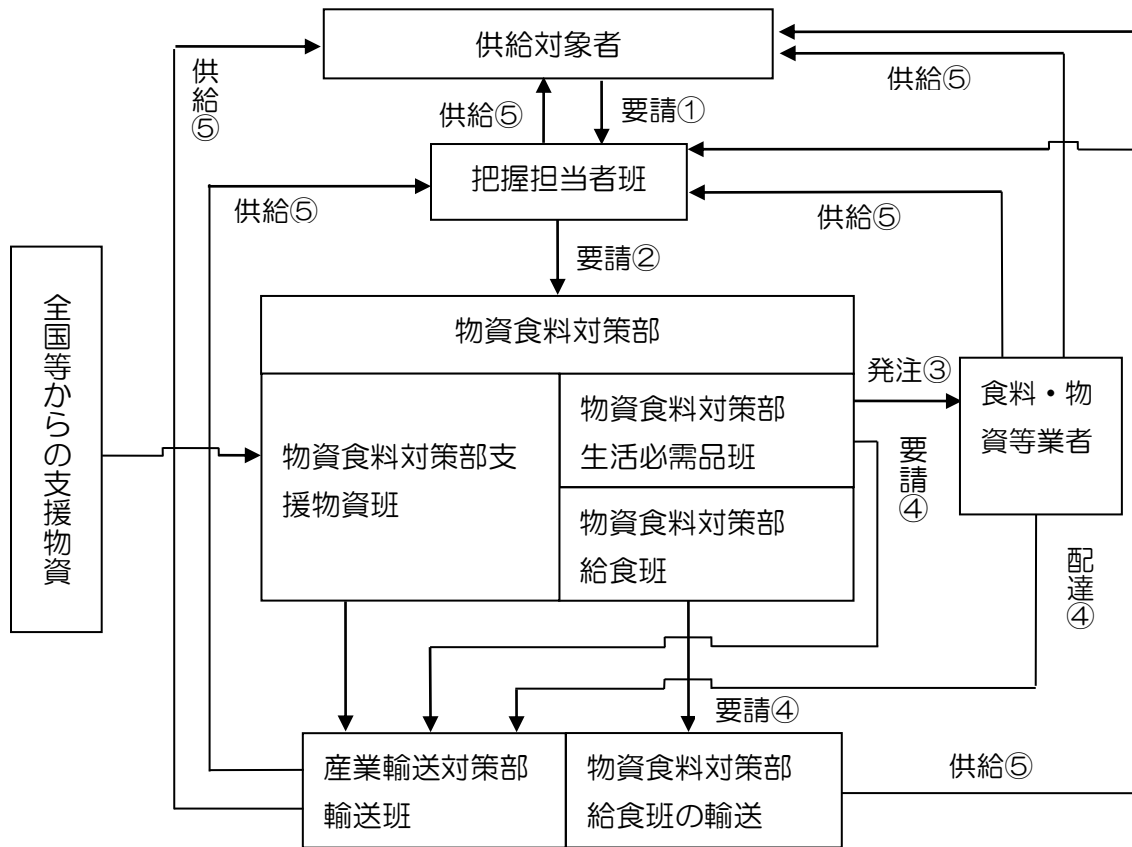
項目	内容	担当班
飲料水、生活用水の供給	●応急給水	水道対策部各班
	●飲料水、生活用水の給水	水道対策部水道班
	●応援の受け入れ	水道対策部水道庶務班
	●生活用水の給水の拡大	水道対策部水道班
食料の供給	●備蓄食料の供給	総括部災害総括班、産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班
	●食料の需要の把握	物資食料対策部生活必需品班
	●食料の確保	物資食料対策部生活必需品班
	●食料の供給	産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班
	●炊き出しの実施	物資食料対策部給食班
生活必需品の供給	●備蓄品の供給	総括部災害総括班、産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班
	●生活必需品の需要の把握	物資食料対策部生活必需品班
	●生活必需品の確保	物資食料対策部生活必需品班
	●生活必需品の供給	産業輸送対策部輸送班、物資食料対策部生活必需品班
救援物資の受け入れ	●救援物資の受け入れ	物資食料対策部支援物資班

○飲料水、生活用水の供給



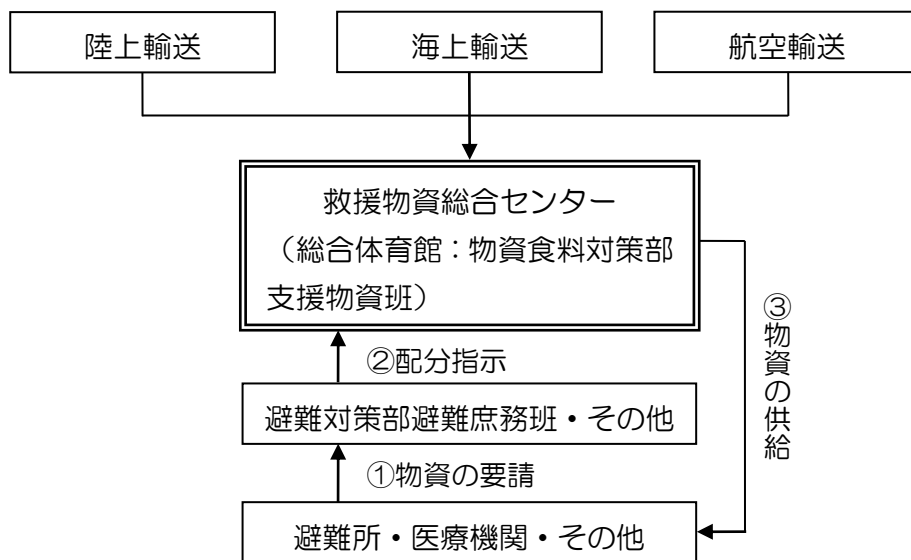
<給水の流れ>

○食料・生活必需品の供給



<食料・物資供給の流れ>

○救援物資の受け入れ



<救援物資の流通システム>

※生活救援対策の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第13節「生活救援対策」を参照のこと。

第14節 建物対策

災害により、住家が損壊した被災者へは、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去などの対策が必要である。この節は、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設・入居、建物の解体・撤去等について定めたものである。

項目	内容	担当班
応急仮設住宅の設置	●応急仮設住宅の需要の把握	避難対策部避難庶務班
	●応急仮設住宅の用地の確保	土木建築対策部住宅班
	●応急仮設住宅の建設	土木建築対策部建築班
	●応急仮設住宅の管理及び入居者の選定	土木建築対策部住宅班
被災住宅の修理	●被災住宅の修理	土木建築対策部建築班
住宅の確保	●公営・民間住宅の確保	土木建築対策部住宅班
	●公営・民間住宅の入居者の選定	土木建築対策部住宅班

※建物対策の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第14節第4「応急仮設住宅の需要の把握」～第10「災害公営住宅の確保及び入居基準」までを参照のこと。

第15節 廃棄物処理・防疫

大規模な災害の発生により、浸水等が発生した場合、感染症等の発生を予防することが必要である。この節は、食中毒・感染症等の予防、し尿対策、ゴミ等の収集等について定めたものである。

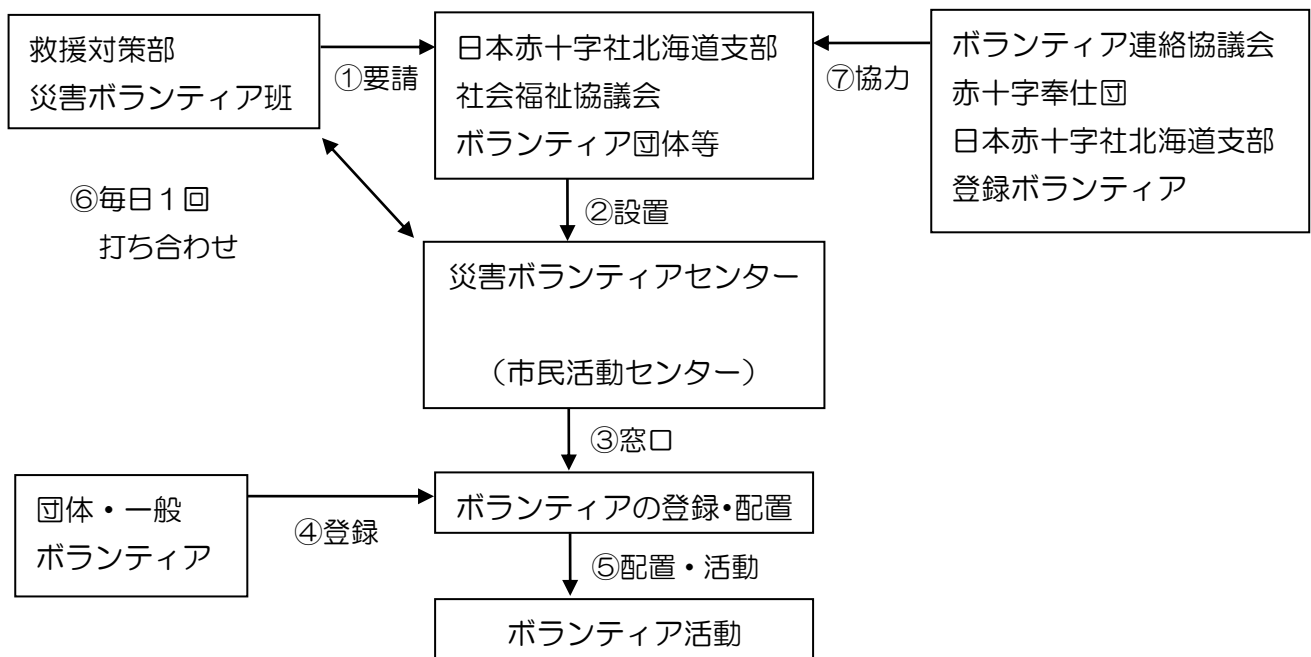
項目	内容	担当班
衛生・防疫対策	●食中毒の予防	環境衛生対策部環境班
	●被災者等の保健衛生	環境衛生対策部環境班、救援対策部第4救援班
	●被災地の防疫活動	産業輸送対策部第2産業班、医療救護対策部各班、環境衛生対策部各班
し尿対策	●仮設トイレの設置	土木建築対策部建築班
	●し尿の処理	環境衛生対策部清掃班
廃棄物対策	●災害・生活ごみの処理	環境衛生対策部清掃班
	●災害廃棄物処理の計画・実施	環境衛生対策部清掃班

※廃棄物処理・防疫の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第15節「廃棄物処理・防疫」を参照のこと。

第16節 災害ボランティアの活用

大規模な災害が発生した場合、全国から各種団体、個人ボランティアの申し出であり、これらを効果的に活用することにより、被災者等の負担が軽減されるとともに、早期の復旧につながる。この節は、ボランティアの活動範囲、受け入れ・支援体制等について定めたものである。

項目	内容	担当班
ボランティア	●災害ボランティアのセンターの設置	救援対策部災害ボランティア班
	●災害ボランティアの活動	救援対策部災害ボランティア班



< ボランティア活動の流れ >

※災害ボランティアの活用の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第16節「災害ボランティアの活用」を参照のこと。

第17節 要配慮者への対応

災害発生時には、障がい者・高齢者・乳幼児・外国人等の要配慮者に対して、災害直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策が必要である。この節は、要配慮者に対する各種援護対策について定めたものである。

項目内容	内容	担当班
要配慮者への対応	●要配慮者の安全確認・確保	救援対策部各班
	●避難所の要配慮者の援護	避難対策部各班、救援対策部各班
	●巡回ケア・広報・相談窓口の設置	秘書報道広聴部報道広聴班、医療救護対策部各班、救援対策部救援庶務班・災害ボランティア班
	●要配慮者への福祉仮設住宅供給及びケア対策	土木建築対策部各班、救援対策部災害ボランティア班

※要配慮者への対応の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第17節「要配慮者への対応」を参照のこと。

第18節 公共機関・施設の応急対策

災害発生時には、水道・下水道・電気・電話・ガス・鉄道の各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」「個別危機管理マニュアル」等に基づいて、被害状況の把握、迅速な応急復旧を行う。この節は、これらの各機関・施設の応急対策の概要についてまとめたものである。

項目	内容	担当班
上下水道	●上下水道の応急復旧対策	水道対策部各班、下水道対策部各班、
電気・電話・ガス	●電気・電話・ガスの応急復旧対策	北海道電力、N T T、NTTドコモ、苫小牧ガス
道路・橋梁	●道路・橋梁の応急復旧対策	総括部交通対策班、土木建築対策部各班
河川・海岸・指定地	●河川・海岸・指定地の応急復旧対策	土木建築対策部各班、消防部各班
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	J R北海道
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急復旧対策	各施設

※公共機関・施設の応急対策の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第18節「公共機関・施設の応急対策」を参照のこと。

第19節 応急教育活動

災害発生時には、学校等の施設では、園児・児童・生徒の安全確保を行うとともに、避難所開設への協力と、速やかな教育活動の再開に向けた活動が必要である。この節は、災害時の教育活動、避難所への協力、学用品等の供与等について定めたものである。

項目	内容	担当班
応急教育対策	●学校の災害直後の措置	文教対策部教育庶務班
	●児童・生徒、教職員の安否の確認	文教対策部学校班
	●応急教育の実施	文教対策部学校班
避難所支援対策	●避難所開設への支援	文教対策部教育庶務班
応急保育対策	●保育園の災害直後の措置	救援対策部第3救援班
	●園児、職員の安否の確認	救援対策部第3救援班
	●応急保育の実施	救援対策部第3救援班

※応急教育活動の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第19節「応急教育活動」を参照のこと。

第20節 農林漁業対策

災害発生時には、市民への支援だけでなく、農作物や家畜等への対応も必要となる。この節は、家畜の飼料確保や農林漁業施設への対策等について定めたものである。

項目	内容	担当班
農林漁業対策	●農林漁業の被害の調査	土木建築対策部土木班 [林業関係]、産業輸送対策部第2産業班
	●飼料の確保	産業輸送対策部第2産業班
	●農林漁業施設の防疫	土木建築対策部土木班 [林業関係]、産業輸送対策部第2産業班

※農林漁業対策の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第20節「農林漁業対策」を参照のこと。

第21節 災害救助法の適用

大規模な災害が発生した場合の災害救助（各応急対策）は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。この節は、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等について定めたものである。

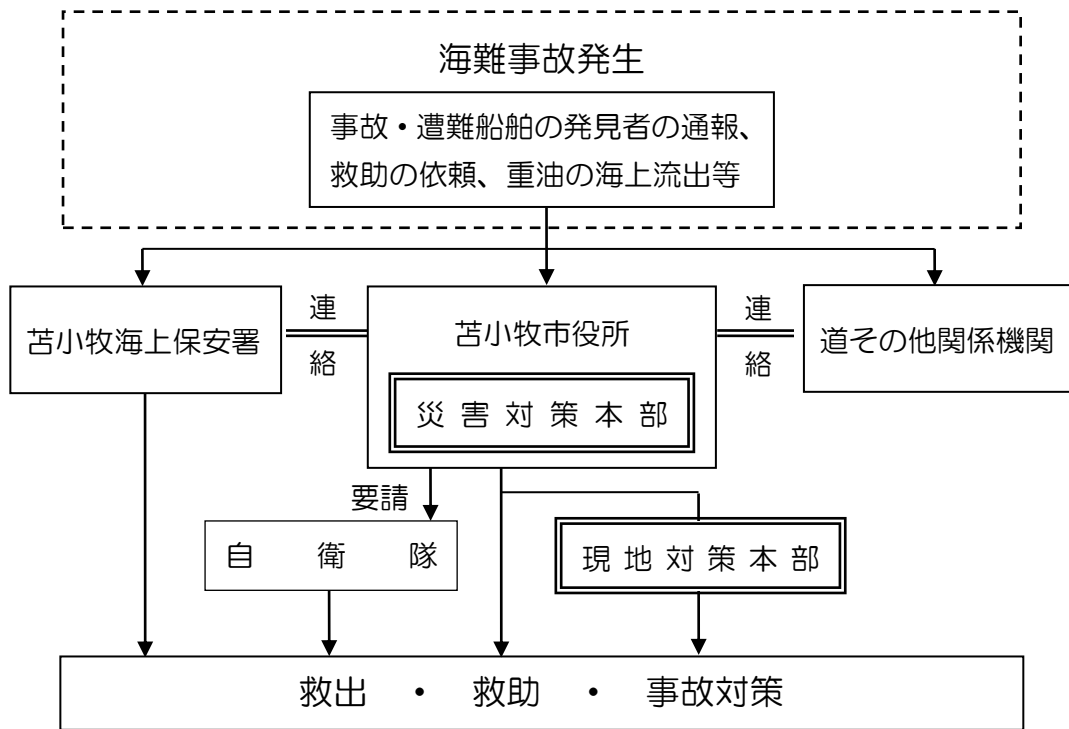
項目	内容	担当班
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用基準 ●滅失世帯の算定基準 ●災害救助法の適用手続き ●災害救助法による救助の内容等 ●救助業務の実施者 	総括部連絡記録班

※災害救助法の適用の詳細については、地震・津波災害対策編第3章第21節「災害救助法の適用」を参照のこと。

第22節 海上災害対策

海上災害が発生した場合、発生した被害に対する対策に併せて、二次災害の発生を防止することが必要である。この節は、市及び関係機関の海上及び港湾における各災害の防止対策について定めたものである。

項目	内容	担当班
海上事故対策	●災害対策本部の設置	総括部災害総括班、海上保安署
	●災害情報の収集伝達	総括部連絡記録班、広報調査部各班、消防部、海上保安署
	●各災害の防止対策	総括部災害総括班、消防部、海上保安署、その他関係機関



< 救出・救助・事故対策への流れ >

第1 災害対策本部の設置

防災活動を円滑かつ効果的に推進するため、市は、災害対策本部を設置し、苫小牧海上保安署その他防災機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を行う。

1 設置の時期

海上及び港湾に災害が発生し、市長が必要と認めたととき設置する。

2 対策の区域

応急対策の区域は、海上及び港湾とする。

(1) 港湾等の防災対策区域

港湾等の防災対策区域は、港湾法第2条の「港湾区域及び臨港地区」とする。

(2) 石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域

石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域は、北海道石油コンビナート等防災計画による。

(3) 船舶火災

海上及び港湾内での船舶火災については、「海上保安庁の関係機関と消防機関との業務協定の締結に関する『覚書』」に基づく、苫小牧海上保安署と消防本部との間に締結した業務協定で対処する。

3 実施機関

実施機関は、次のとおりとする。

- (1) 苫小牧市
- (2) 北海道（胆振総合振興局）
- (3) 苫小牧港管理組合
- (4) 苫小牧海上保安署
- (5) 室蘭開発建設部苫小牧河川事務所
- (6) 室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所
- (7) 北海道産業保安監督部
- (8) 北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所
- (9) 室蘭地方气象台
- (10) 苫小牧警察署
- (11) 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
- (12) その他、関係機関・団体・企業

4 相互応援

災害時には、関係機関または企業間相互に応援するものとし、応援協定を締結している場合は協定によるものとする。

(1) 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、地震・津波災害対策編第3章第5節第1「自衛隊派遣要請」を参照のこと。

(2) その他の応援

危険物施設、港湾関係施設の管理者及び水難救済会は、港湾防災対策上関係機関から要請があったときは、保有する資機材等をもって協力する。

第2 災害情報の収集伝達

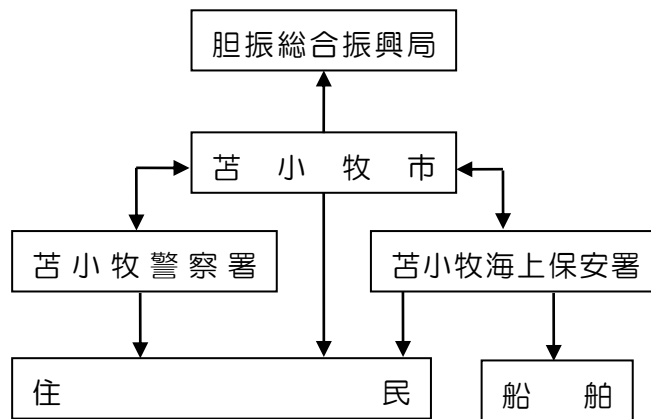
1 情報の収集、伝達

総括部連絡記録班、広報調査部各班、消防部は、次のとおり情報を収集し、室蘭地方气象台、その他関係機関及び住民に伝達する。

- (1) 海上保安官に災害現場への派遣を要請し、巡視船艇、航空機によって情報を収集する。
- (2) 苫小牧市災害対策本部は、防災関係機関との情報交換及び伝達を行う。
- (3) 民間からの災害情報は、苫小牧市災害対策本部その他関係機関に速報する。

2 住民及び船舶の避難

市及び関係機関は、次のとおり住民及び船舶に避難勧告指示を行う。



< 避難勧告指示の系統図 >

3 警報等の周知、伝達方法

事象	周知・伝達方法
気象業務法による警報 〔 地方海上警報、気象警報、 高潮、波浪、津波各警報 〕	○ 無線通信、巡視船艇による周知、伝達
航路障害物の発生及び航路標識の異常	○ 無線通信、巡視船艇、航行警報による周知、伝達
流出危険物	○ 無線通信、巡視船艇、管区航行警報による周知、伝達 ○ 安全通信の放送

第3 各災害の防止対策

1 船舶等の災害防止

港内及び港の境界付近の船舶及び港湾施設等の災害防止のため、次の対策をとる。

- (1) 港内停泊船、荷役中の船舶は速やかに荷役終了又は中止させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して錨泊させるか離岸できないときは、けい留方法について指導する。
- (3) 航行中の船舶は、早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- (4) 高潮、津波災害等により港内及び港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物等を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 流出による災害防止

台風、高潮、津波等により流木等による海上交通の障害防止のため、次の対策をとる。

- (1) 巡視船艇により調査、警戒及び船舶交通の整理を実施する。
- (2) 荷揚げ場所において流出が予想される場合は、港湾管理者と協議の上、所有者等に対し指導勧告する。
- (3) 流木等の除去として、所有者等に対し早期収集勧告又は退去を命ずる。
- (4) 所有者等の手配が遅れる場合は、港湾管理者と協議のうえ応急措置をとる。

3 船舶、人命の救助及び行方不明者の搜索

港内及び沿岸において遭難した船舶、航空機等の救助及び陸上災害により海上に流出した行方不明者の搜索は、巡視船艇、航空機により速やかに実施する。

4 消防活動

消防活動については、第1の2の(3)「船舶火災」を準用する。また、消防活動にあわせて次の活動を行う。

- (1) 人命等の救出及び救護
- (2) 海上警戒区域、立入禁止区域の設定
- (3) 船舶の交通、荷役の制限
- (4) 海上交通の安全確保

5 流出危険物対策

船舶及び危険物貯蔵所等に係る事故により海上に危険物が流出し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は次の対策をとる。

- (1) 流出危険物の原因者にオイルフェンスの展張等、危険物の拡散防止を講じさせる。
- (2) 遭難船舶の自救措置として、危険物流出防止、オイルフェンス展張による危険物の拡散防止等を指導する。
- (3) 海上交通の規制として、航行船舶等に対する安全措置をとる。
- (4) 必要がある場合は、非常措置として遭難船舶の破壊、油の焼却及び災害現場付近にある財産の処分等応急非常措置をとる。

6 緊急輸送

災害救援関係要員、物資及び資材等の海上緊急輸送を巡視船艇、航空機で行う。

7 治安の維持

警察署と緊密な連絡を保ち巡視船艇、航空機によって海上保安官を災害現場に派遣し、治安維持に必要な措置をとる。

8 関係機関の災害応急対策一覧

港湾防災関係機関名	災害応急対策
<p>苫小牧市</p>	<p>(1) 港湾等での災害の状況を把握し、関係機関に通報連絡をする。 (2) 災害での人命の救出、救助活動を実施する。 (3) 災害が拡大したときは、関係地域の居住者、勤務者、滞在者等の避難の勧告を行い、急を要する場合は立退きを指示する。 (4) 危険防止のため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限、禁止若しくは退去を命ずる。 (5) 陸上施設の消火を行い、延焼を防止する。 (6) 船舶の消火活動は、海上保安署と連携を密にして行う。 (7) 火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所に移送搬出を行う。 (8) 災害で汚染し、又は汚染のおそれがある地域の防疫を実施する。 (9) 災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を実施する。 (10) 災害の状況に応じ、相互応援協定に基づき、事務所及び他市町村に応援を要請し、胆振支庁長に自衛隊の派遣を要請する。</p>
<p>胆振総合振興局</p>	<p>(1) 港湾での災害状況を把握し、関係機関に必要事項を連絡する。 (2) 公共の安全維持のために必要と認める場合又は災害発生のおそれがあると認めるときは、臨港地区の高圧ガス等施設の使用又は操業を一時停止若しくは移動等を命ずる。 (3) 港湾等防災対策の円滑な実施のため関係機関相互の連絡調整を行う。 (4) 被害の拡大防止等応急措置のため市に必要な指示、助言を行う。 (5) 市の要請で自衛隊に派遣を要請する。 (6) 災害の状況に応じ、備蓄消火資器材の補給、運搬を行う。</p>
<p>苫小牧港管理組合</p>	<p>(1) 港湾等での災害状況を把握し、必要事項を関係機関に連絡する。 (2) 災害の状況、港湾関係者等の避難、立入禁止等広報を実施する。</p>
<p>苫小牧海上保安署</p>	<p>(1) 災害の状況を把握し、情報を関係機関に通報連絡する。 (2) 故船等での人命の救出救助活動と災害の極限防止措置を指導する。 (3) 沿岸住民又は船舶に、避難の勧告又は指示及び誘導を行う。 (4) 一般船舶又はタンカー火災等の場合は巡視船艇で消火及び延焼の防止を行う。また、岸壁等に接岸または接近しているときは消防機関</p>

	<p>に協力を要請する。</p> <p>(5) 流出油の拡散防止と回収除去は次による。</p> <p>ア 関係船舶、船主、代理店及び臨海工場等に、流出油防止対策、拡散防止措置、除去を指導する。若しくは海洋汚染防止法及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)により除去を命ずる。</p> <p>イ 流出油で急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの利用、処理剤、吸着剤等使用の応急措置をとる。</p> <p>ウ 油回収船で流出油の回収指導にあたる。</p> <p>エ 事故船からの油の抜取り指導にあたる。</p> <p>オ 流出油の漂着等のおそれのある沿岸に、オイルフェンス又は応急フェンスの展張指導を実施する。</p> <p>カ 状況に応じ事故船を移動させて、付近水域の安全を図り災害の拡大防止策を講ずる。</p> <p>キ 危険水域を設定し、水域の船舶移動、立入禁止、付近船舶の退避を勧告する。</p> <p>(6) 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等</p> <p>(7) 適時適切に広報する。</p> <p>(8) 船舶、水産資源、陸上諸施設、公衆衛生等に影響を及ぼす事態を認知したときは、航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇で巡回広報を行い、状況を周知する。</p> <p>(9) 巡視船艇でガス検知等を行い、危険水域の警戒警備にあたる。</p> <p>(10) 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険荷役の制限又は禁止の措置をとる。</p> <p>(11) 船舶交通の制限及び禁止並びに出入港の制限をする。</p> <p>(12) 災害の規模及び状況に応じ他管内の巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。</p> <p>(13) 臨港地区の災害で海上から応援可能な場合は、巡視船艇で協力する。</p>
<p>室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所</p>	<p>関係機関と連携して、海岸施設対策や災害応急対策にあたる。</p>
<p>室蘭開発建設部 苫小牧港湾事務所</p>	<p>関係機関と連携して、港湾施設対策や災害応急対策にあたる。</p>
<p>北海道 産業保安監督部</p>	<p>高圧ガス等への措置は、公共の維持又は災害発生予防上、臨港地区の高圧ガス等に立入検査を実施し、施設等の使用又は操業の一時停止若しくは移動を指示する。</p>
<p>北海道運輸局 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所</p>	<p>(1) 災害の救助その他公共の安全維持のため、運航事業者に航路船舶輸送をすべき人員及び物資等を指定して航海命令を発する。</p> <p>(2) 災害の救助その他公共の安全維持のため、港湾運送事業者に公役命令を発し、緊急貨物の運送を行わせる。</p>
<p>室蘭地方气象台</p>	<p>災害が発生したときは、防災会議等の要請に基づき気象情報等を作成し提</p>

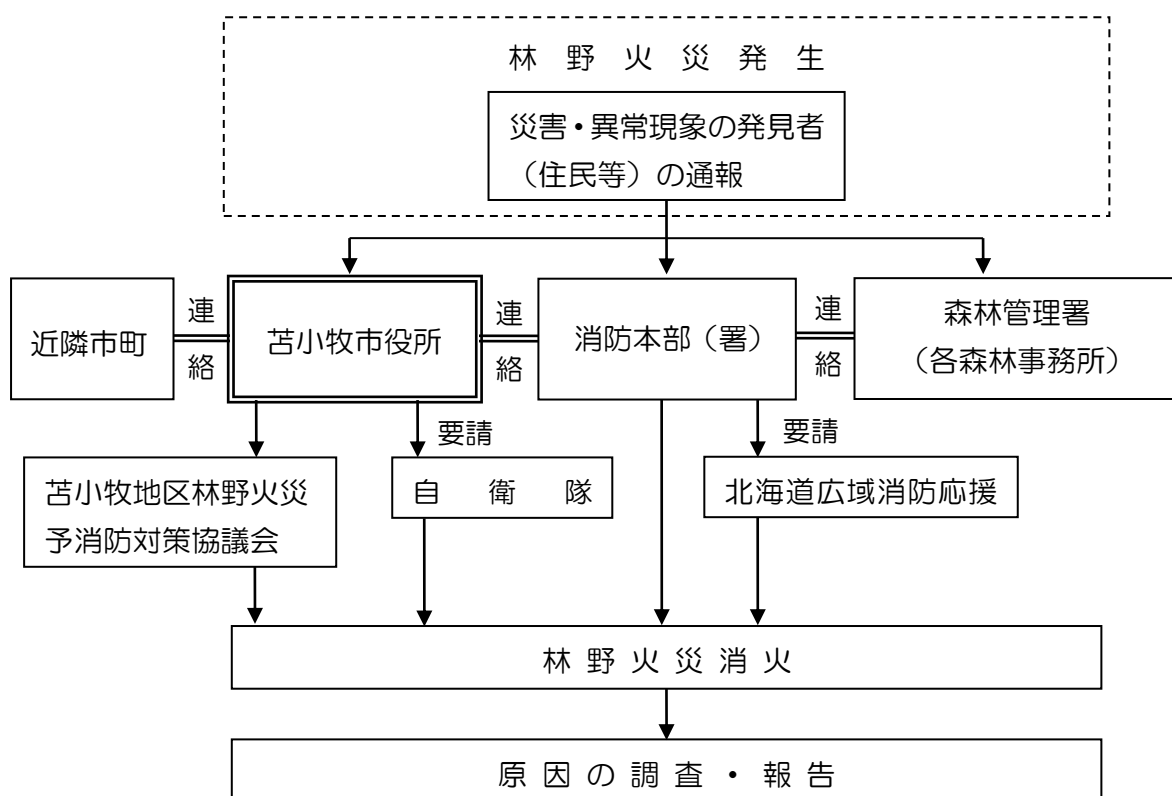
	供する。
北海道旅客鉄道(株) 苫小牧地区駅 北海道旅客鉄道(株) 日高線運輸営業所 日本貨物鉄道(株)苫小牧 駅	災害時の救助救援物資等の緊急輸送及び避難者の輸送と関係機関への支援をする。
苫小牧警察署	<p>(1) 災害情報の収集及び関係機関への連絡、災害等の警備上の情報を収集して、関係機関と連絡を密に情報を通報する。</p> <p>(2) 救出救助及び避難は次による。</p> <p>ア 災害での危険箇所や避難立退き地域等を巡視し、避難に遅れた者の発見救助に努め、また負傷者等に応急措置をして救護所に搬送する。</p> <p>イ 関係機関の行う船舶被災者の救出救助作業に必要な地域の確保、交通規制、整理等をする。</p> <p>ウ 災害の拡大防止のために、関係地区の居住者、勤務者、滞在者に早期の自主避難を勧告する。急を要する場合は、その地区全部に避難の立退きを指示する。</p> <p>(3) 災害の発生で生命、身体の危険の防止するため、警戒区域を設定し災害応急対策従事者以外の者に、区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。</p> <p>(4) 災害の発生で、道路交通に危険が生ずるおそれのある場合は、歩行者または車両の通行を制限若しくは禁止する。</p> <p>(5) 避難した被災者の留守宅及び避難所の警戒を行い、盗難の予防等、被災地域の治安を維持する。</p> <p>(6) 関係機関の行う危険物施設の保安措置に協力する。</p> <p>(7) 警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等、治安維持事項の広報をする。</p>
胆振総合振興局 保健環境部 苫小牧地域保健室	災害で汚染し、又は汚染のおそれがある地域の防疫等を行う。
NTT東日本 北海道支店	<p>(1) 災害時の非常及び緊急通話の取扱いをする。</p> <p>(2) 災害時の重要通信確保のため、一般の電報電話の利用を制限する。</p>
NTTドコモ 北海道支社苫小牧ち とせ支店	<p>(1) 災害時の非常及び緊急通話の取扱いをする。苫小牧支店</p> <p>(2) 携帯電話利用の制限及び重要通信の確保を行う。</p>
報道機関	民心の安定を図るため、災害時の災害救助、復旧状況を適時報道する。
北海道電力(株) 苫小牧支店	災害時の市民生活、事業所への電力の円滑な供給をする。
日本通運(株) 苫小牧支店	災害時の救助、救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送と、関係機関への支援をする。
室蘭地区 トラック協会	災害時の救助、救援物資の緊急輸送をする。
民間団体	(1) 石油コンビナート地帯地域関係企業その他危険物関係施設の管理者

	<p>ア 災害時の危険物等の保全に万全を期す。</p> <p>イ 自己の事業所に災害が発生したときは、関係機関に通報連絡し、自衛消防力で初期消火にあたる等、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 港湾関係施設の管理者</p> <p>ア 災害時の港湾関係施設の保全に万全を期す。</p> <p>イ 自己の事業所に災害が発生した時は、関係機関に通報連絡し、自衛消防力で初期消火に当たる等、適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 災害時の相互応援協定締結の事業所又は関係機関から、応援を求められた時は応ずる。</p> <p>(3) 苫小牧地区流失油災害対策協議会</p> <p>海上保安署指揮のもとに流出油防除活動の推進と拡大防止を講ずる。</p> <p>(4) 日本水難救済会苫小牧救難所</p> <p>災害時に関係機関の要請に応じて、水難者の救助に協力する。</p> <p>(5) 苫小牧港湾海上交通安全協議会</p> <p>海上交通の安全等の確保に協力する。</p> <p>(6) 海上災害防災センター苫小牧基地</p> <p>ア 船舶の二次災害等を防止する。</p> <p>イ 船舶、人命の救助及び行方不明者の捜索に対応する。</p> <p>ウ 緊急輸送に対応する。</p> <p>(7) 苫小牧漁業協同組合</p> <p>漁業関係の被害調査及び応急対策について協力する。</p>
--	---

第23節 林野火災対策

林野火災が発生した場合、延焼を最小限に食い止めることが必要である。この節は、林野火災の伝達系統や消防対策について定めたものである。

項目	内容	担当班
林野火災対策	●林野火災対策	総括部災害総括班、消防部各班、総括部連絡記録班



< 林野火災の消火と調査までの流れ >

1 山火事発生通報先

火災の発見者は、ただちに消防署、森林管理署（各森林事務所）、市役所（出張所）へ通報する。

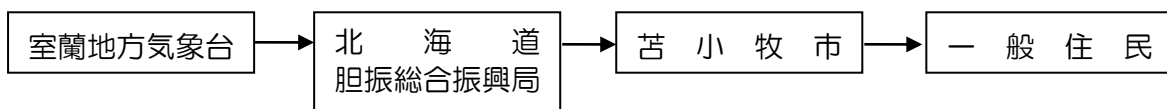
※資料編苫小牧地区林野火災予消防対策協議会構成機関一覧表

2 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として室蘭地方気象台は、発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は資料編のとおり。

3 伝達系統

(1) 林野火災気象通報の伝達系統は次のとおり。



(2) 通報を受けた場合、通報内容及びとるべき予防対策等を消防機関などに通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。また、市長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

4 住民の避難

市は、火災により付近の住民が危険な場合、若しくは危険が予想される場合、避難勧告・指示を行う。

5 関係機関の協力

市及び森林管理署は、消火活動について関係機関の協力を求める。地元消防機関で消火困難になったときは、北海道広域消防相互応援や自衛隊派遣の要請により広域的な体制をとる。

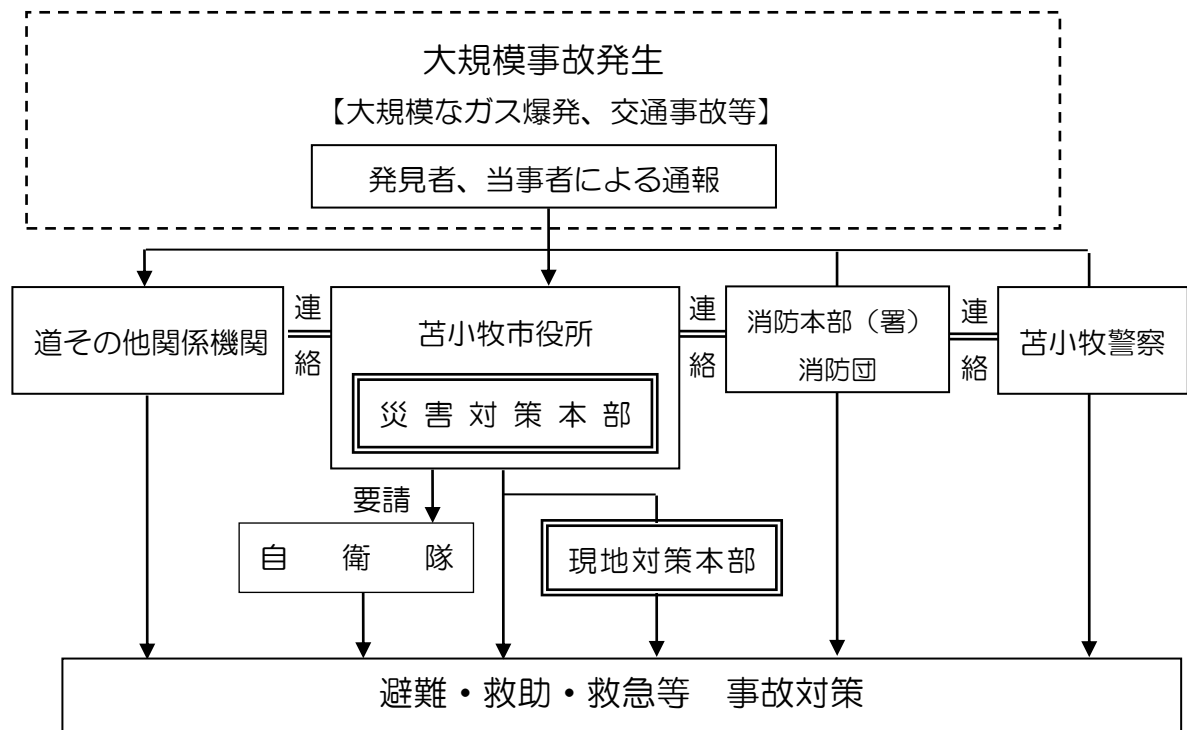
6 原因調査・報告

林野火災対策のため発生原因を調査する。また、森林法及び消防法に基づき、調書を胆振総合振興局に報告する。

第24節 大規模事故対策

大規模事故が発生した場合、いち早い情報の収集と、事故の種類と被害状況に合った対応が必要である。この節は、大規模事故の種類とその対応について定めたものである。

項目	内容	担当班
大規模事故の対策	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模事故の種類 ●大規模事故に対する市の対応 	総括部災害総括班、総括部連絡記録班、消防部各班



< 避難・救助・救急事故等対策への流れ >

第1 大規模事故の種類

市が対応する主な大規模事故は、次のものがあげられる。

- (1) 大火
- (2) ガス、化学物質の漏えい、大規模なガス爆発
- (3) 大規模な交通災害（航空機事故、列車事故、自動車事故）
- (4) 土木工事における事故
- (5) その他、多数の避難が必要な事故

第2 大規模事故に対する市の対応

1 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況などの情報を判断して必要な配備体制をとり、救助・救護などに必要な部・班を動員する。なお、必要な場合は現地に現地事故対策本部を設置する。

2 情報の収集・連絡

事故が発生した場合は総括部連絡班が情報の収集・整理を行い、必要な機関に連絡する。市及び関係機関で対応できない場合は、道を通じて自衛隊の出動を要請する。

また、消防庁の「即報基準」に該当する火災・災害等のうち「新即報基準」に該当するものについては、その第1報を消防庁にも報告する。

3 航空機事故への対応

新千歳空港及び空港周辺において航空機事故等の緊急事態が発生した場合、「新千歳空港消火・救難・救急医療緊急計画」に基づき、迅速かつ適切に対処するため、関係機関が緊密な協力体制を確立し、被害の軽減を図る。

4 緊急避難

消防部各班は、大火、ガス・化学物質の漏えいなどの場合は、警察署と協力して住民に避難を指示する。

なお、避難方向や避難場所については風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

5 応急活動

大規模事故対策として必要な応急活動は次のとおりである。なお、各項目の詳細については、各節を参照のこと。

(1) 道・自衛隊・ボランティアへの応援要請	第5節
(2) 傷病者の救出・搬送	第7節
(3) 災害現場における応急医療	第8節
(4) 遺体の安置	第9節
(5) 乗客などの避難誘導	第10節
(6) 避難所の開設・運営	第10節
(7) 避難者への食料、必需品の供給	第10節
(8) 被災者の他地区への移送	第10節
(9) 他地区からの被災者の受入れ協力	第10節
(10) 現場の警戒	第12節

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急
措置

第2節 災害復旧事業

第3節 災害復興事業

災害復旧計画は、地域住民の生活手段の確保、社会システムの早期回復など、災害からの復旧対策について定めたものである。

また、将来の災害に強い都市づくりを目指した都市の復興体制について定めている。

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

この節の対策	担当	
●被災者の生活確保	総括部出納班、総括部財政班、秘書報道部報道広聴班、広報調査部各班、土木建築対策部建築班、救援対策部救援庶務班	その他関係機関
●農林漁業関係対策	土木建築対策部土木班 [林業関係]、産業輸送対策部第2産業班	
●中小企業関係対策	産業輸送対策部産業庶務班、産業輸送対策部第1産業班	
●義援金の受入れ・配分	総括部出納班、救援対策部救援庶務班	

※市民生活の安定の詳細については、地震・津波災害対策編第4章第1節「市民生活の安定のための緊急措置」を参照のこと。

第2節 災害復旧事業

この節の対策	担当
●激甚法による災害復旧事業	市民生活部危機管理室 財政部財政課、関係各部各課
●その他の法律による災害復旧事業	市民生活部危機管理室 財政部財政課、関係各部各課

※災害復旧事業の詳細については、地震・津波災害対策編第4章第2節「災害復旧事業」を参照のこと。

第3節 災害復興事業

この節の対策	担当
●災害復興事業の推進	市民生活部危機管理室、総合政策部まちづくり推進課、総合政策部政策推進課、関係各部各課

※災害復興事業の詳細については、地震・津波災害対策編第4章第3節「災害復興事業」を参照のこと。